

第五次かごしま市食育推進計画 (素案)

鹿 児 島 市

目 次

第1章 計画の策定にあたって 1

- 1 策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 SDGsとの関連・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 本市の食育に関する現状及び課題 4

- 1 第四次かごしま市食育推進計画の評価指標と達成状況・・・・・・・・ 4
- 2 食育に関する市民意識調査結果・・・・・・・・・・・・ 5

第3章 計画の基本理念等 17

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 2 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 3 重点項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 4 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

第4章 施策の展開 19

基本目標1

- 幅広い知識で取り組む食育の推進・・・・・・・・・・・・ 19
 - (1) 食の情報発信と連携・・・・・・・・・・・・ 19
 - (2) 家庭・地域における食育の推進・・・・・・・・ 21
 - (3) 食文化継承につながる取組の推進・・・・・・・・ 23

基本目標2

- 健康寿命の延伸につながる生涯を通した食育の推進【健康の視点】・・ 25
 - (1) 健全な食生活の実現に向けた「大人の食育」の推進・・・・・・・・ 25
 - (2) 健やかな心身をつくるための全世代に合わせた食育の推進・・・・ 28
 - (3) 食環境の整備・・・・・・・・・・・・・・ 30

基本目標3

- 持続可能な食を支える食育の推進【社会、環境の視点】・・・・・・・・ 32
 - (1) 地産地消及び農林漁業体験活動の推進・・・・・・・・・・・・ 32
 - (2) 学校・保育所等における食育の推進・・・・・・・・・・・・ 35
 - (3) 環境に配慮した食育の推進・・・・・・・・・・・・ 37

第5章 計画の数値目標 40

第6章 計画の推進体制 41

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

(1) 食育とは

「食育」とは、食習慣に関することをはじめ、自然の恩恵や食に関わる人々への感謝、共食※①による食を通じたコミュニケーション、食の安心・安全に関する情報の選択、災害時等の備え、環境への配慮など、幅広い分野に渡るものです。

食育基本法では、「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」とされています。

(2) 計画の背景・目的

近年、食への関心は高まっている一方で、ライフスタイル※②の多様化に伴い、「食」をめぐる問題は複雑化しています。また、高齢化が進行する中で、健康寿命の延伸や生活習慣病※③予防等は引き続き課題であり、栄養バランスに配慮した食生活の重要性は一層高まっています。加えて、持続可能な環境のもとで食料を生産、流通、消費していくことへの理解を深め、食育を実践していくことが求められています。

平成17年7月の「食育基本法」制定から、約20年が経過し、食や農を取り巻く状況の変化や食に関する価値観等の多様化に対応し、「農林漁業教育」や「大人の食育」等を一層促進するため、令和8年5月に同法の一部が改正されました。

国は、同法の基本理念や基本的施策等を具体化し、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第5次食育推進基本計画」を策定しています。

本市では、同法に基づき平成21年3月に「かごしま市食育推進計画」、平成26年3月に「第二次かごしま市食育推進計画」、平成31年3月に「第三次かごしま市食育推進計画」、令和4年3月に「第四次かごしま市食育推進計画」（以下「第四次計画」という。）を策定し、「食を通じて、健康で生き生きと生活できる 活力あるかごしま市の実現」を基本理念に掲げ、恵まれた自然環境と豊かな食材を有する特性を生かして、地域や関係機関・団体などと連携して食育の推進に取り組んできました。

その結果、一定の成果がみられる一方で、食生活の偏りや孤食※④、農林漁業体験の機会の減少など、引き続き取り組むべき課題があります。

このたび、第四次計画の計画期間が終了することから、これまでの進捗状況や本市の食をめぐる現状、課題などを踏まえ、「第五次かごしま市食育推進計画」（以下「第五次計画」という。）を策定するものです。第五次計画では、第四次計画の考え方を継承しつつ、これまでに培われた食に関する知識をもとに、市民一人ひとりが自ら判断して食育を実践していくことを目指します。

※①共食：誰かと共に食事をし、コミュニケーションを図ること。

※②ライフスタイル：生活の様式・仕方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

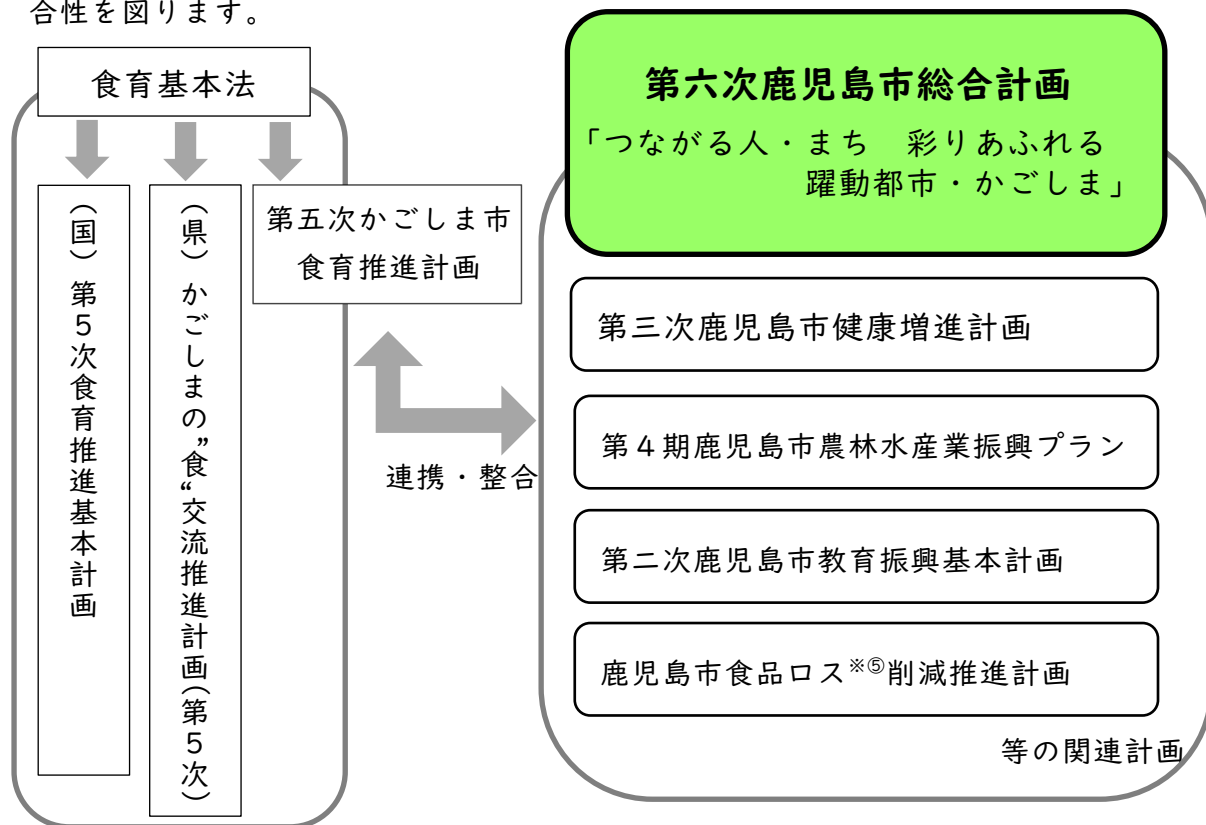
※③生活習慣病：生活習慣（過食、運動不足、喫煙、過剰飲酒等）の積み重ねによって引き起こされる病気の総称。主な生活習慣病は、がん、高血圧、糖尿病、メタボリックシンドロームなど。

※④孤食：食事を一人でとること。

2 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画であり、本市における食育の推進に関する施策について定めるものです。

また、本市の行財政運営を総合的かつ計画的に進めるための最上位計画である「第六次鹿児島市総合計画」の個別計画として位置づけるとともに、本市関連計画との整合性を図ります。



3 SDG s との関連

平成27年9月の国連サミットで採択された「SDG s（持続可能な開発目標）」は、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指した2030年までの国際目標で、17の目標とより具体的な内容を示す169のターゲットが掲げられており、食育と関係が深い目標があります。本計画においても、健全な食生活の実現や豊かな食文化の継承などSDG sの考えを踏まえ、本市の食育を推進していきます。

関連性が高い目標

- 2 飢餓をゼロに
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 12 つくる責任 つかう責任



※⑤食品ロス：本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品のこと。

4 計画期間

計画の期間は、令和9年度から令和13年度までの5年間とします。

なお、状況の変化などが生じた場合には、必要に応じて、計画内容を見直すこととします。

関連計画	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)
かごしま市食育推進計画（保健政策課）	第五次（R9～13） 					
鹿児島市健康増進計画（保健政策課）	第三次（R6～17） 					
鹿児島市高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画及び認知症オレンジシティかごしま推進計画（長寿支援課）	第10期（R9～11） 					
鹿児島市こども計画（こども政策課）	第三期（R7～11） 					
鹿児島市教育振興基本計画（教育委員会総務課）	第二次（R4～13） 					
鹿児島市環境基本計画（環境政策課）	第三次（R4～13） 					
鹿児島市生物多様性地域戦略（環境保全課）	第二次（R4～13） 					
鹿児島市食品ロス削減推進計画（資源政策課）	（R6～13） 					
鹿児島市グリーン・ツーリズム推進計画（世界遺産・ジオ・ツーリズム推進課）	第4期（R9～13） 					
鹿児島市農林水産業振興プラン（農政総務課）	第4期（R9～13） 					
鹿児島市地域福祉計画（健康福祉政策課）	第6期（R9～13） 					
鹿児島市男女共同参画計画（男女共同参画推進課）	第3次（R4～13） 					
鹿児島市文化財保存活用地域計画（文化財課）	（R9～13） 					

第 2 章 本市の食育に関する現状及び課題

Ⅰ 第四次かごしま市食育推進計画の評価指標と達成状況

令和 4 年 3 月に策定された第四次計画では 14 の指標を設定し、様々な取組を実施してきました。下記は第四次計画で定めた目標値の達成状況をまとめたものです。

[評価の分類]◎:目標値に達した ○:目標値に達していないが改善傾向にある・横ばい △:悪化している

	目標項目		現状値 令和 2 年度	目標値	最終評価 令和 7 年度	達成度
1	食育に関心を持っている人の割合の増加	18 歳以上	72.2%	90%以上	83.2%	○
		中学生から 18 歳未満	60.4%	70%以上	73.0%	◎
2	食に関するボランティア数の増加		4,564 人	10%以上増加	4,050 人	△
3	栄養バランス等を意識した食生活を送っている人の割合の増加		76.3%	80%以上	76.7%	○
4	食事をよく噛んで味わって食べる人の割合の増加		45.9%	55%以上	53.2%	○
5	食品の選択・調理方法について知識のある人の割合の増加		73.4%	90%以上	75.6%	○
6	朝食を食べない人の割合の減少	20～30 歳代の男性	22.5%	15%以下	20.7%	○
		20～30 歳代の女性	15.3%	10%以下	13.1%	○
7	朝食または夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加※1		週 10.1 回	週 11 回以上	週 10.0 回	○
8	学校給食への地場産物活用率※2		63.8%	70%以上	63.7%	○
9	生活習慣病予防や改善のために、普段から食生活に気をつけている人の割合の増加		62.8%	75%以上	68.3%	○
10	地域等で共食したいと思う人が共食する割合の増加		77.6%	85%以上	67.5%	△
11	地場産の農林水産物を意識して購入する人の割合の増加		81.1%	90%以上	82.5%	○
12	農林漁業体験を経験した人の割合の増加	18 歳以上	59.6%	85%以上	56.3%	△
		中学生から 18 歳未満	81.5%	95%以上	71.9%	△
		未就学児・小学生	84.0%	95%以上	87.9%	○
13	郷土料理や家庭料理、作法などを受け継いでいる人の割合の増加		47.5%	55%以上	57.9%	◎
14	食品ロスを知っている人の割合の増加		89.5%	95%以上	95.6%	◎

※1:「ほとんど毎日」を週 7 回、「週に 4～5 日」を 4.5 回、「週に 2～3 日」を 2.5 回、「週に 1 日程度」を 1 回として、朝食・夕食ごと（設問ごと）に、当該人数を掛け、合計したものを全体数で割り、朝食と夕食の回数を足して週当たりの回数を算出する。

※2:主食とする米・小麦粉及び牛乳以外

2 食育に関する市民意識調査結果

(1) 調査概要

①調査目的

「第四次かごしま市食育推進計画」の目標値の達成状況や食育に関する現状、課題を把握し評価を行うとともに、次期食育推進計画の基礎資料として活用するために、市民意識調査を実施しました。

②調査地域

鹿児島市全域

③調査方法

郵送配布、オンラインまたは郵送による回収

(郵送による回収は18歳以上の一部対象者のみ)

④調査期間

令和7年10月8日(水)～10月31日(金)

⑤抽出方法

下記の区分ごとに無作為抽出

⑥調査対象者及び回収結果等

対象者	対象者数	回収数	回収率	記入方法
18歳以上の市民	2,900	1,417	48.9%	自記入式
中学生から 18歳未満の市民	550	185	33.6%	自記入式
未就学児・小学生	550	305	55.5%	保護者 による回答
合計	4,000	1,907	47.7%	

※調査結果の詳細は、市のホームページに掲載しています。

鹿児島市食育推進サイト「みんなの食育」

> 鹿児島市が進める食育とは

> 鹿児島市の食育推進計画

> 第四次かごしま市食育推進計画最終評価のための食育に関する市民意識調査
集計分析報告書

【URL】<https://www.city.kagoshima.lg.jp/syokuiku/susumeru/kekaku/index.html>

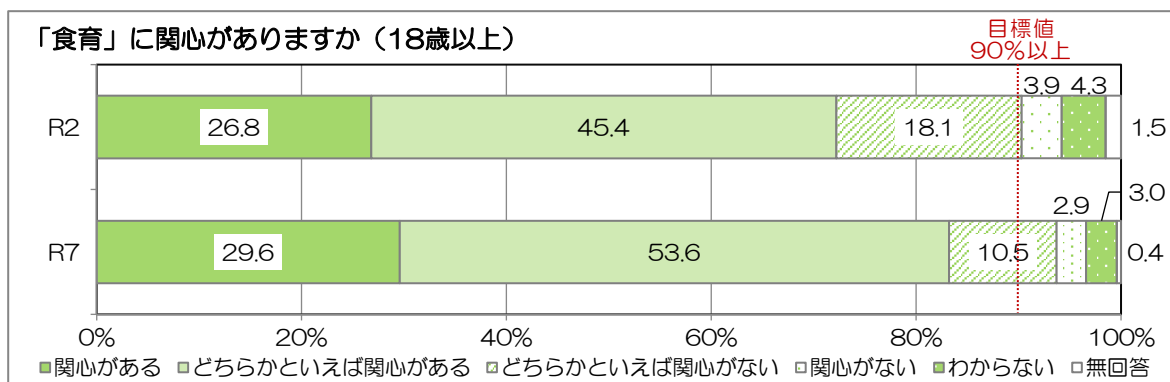
※市民意識調査結果については、比率はすべて百分比で表し、小数点以下第2位を四捨五入しています。このため、百分比の合計が100%にならないことがあります。また、複数回答の設問は、全ての合計が100%を超えることがあります。

(2) 調査結果（現状及び課題）

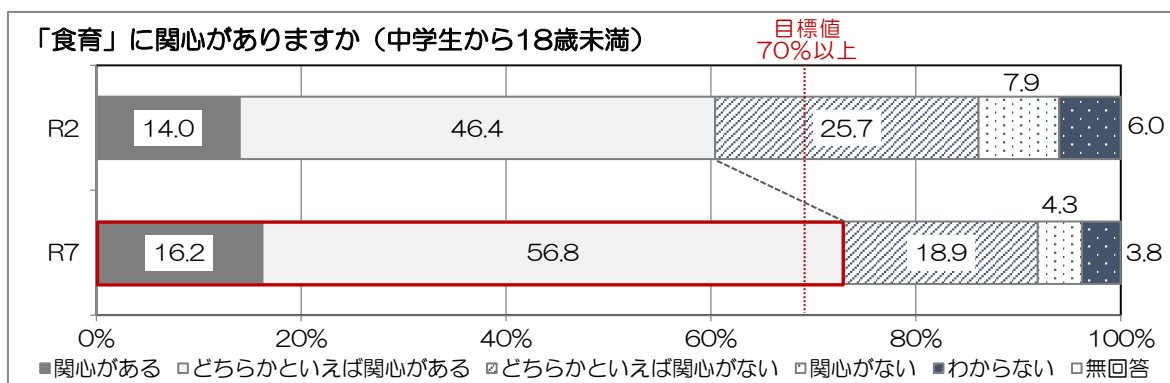
本市の食育に関する現状及び課題を、食育に関する市民意識調査等で得られた結果を基にまとめたものです。

目標Ⅰ 食育に関心を持っている人の割合の増加

令和2年度調査（以下、「前回調査」という。）と比較すると、関心がある割合（「関心がある」「どちらかといえば関心がある」）は、両世代で増加しており、中学生から18歳未満では目標値を達成しています。18歳以上を対象とした食育の情報発信や取組を行っているものの、関心が低下しやすい層への十分なアプローチには至っていない状況がみられることから、SNS※①や市ホームページ等を活用した情報発信を工夫するとともに、ライフステージ※②に応じた取組を強化する等、食育に触れる機会の拡充を図り、全体の関心度を高めてまいります。



（18歳以上） 前回値：72.2% → 評価値：83.2%



（中学生から18歳未満） 前回値：60.4% → 評価値：73.0%

【食育に関心がない理由（18歳以上）】

- ・食事や食生活への関心はあるが、他のこと（仕事・趣味など）で忙しいから【46.3%】
- ・食事や食生活への関心はあるが、食費を安くすることの方が重要だから【44.2%】
- ・食事や食生活を特に意識しなくても健康だから【22.6%】

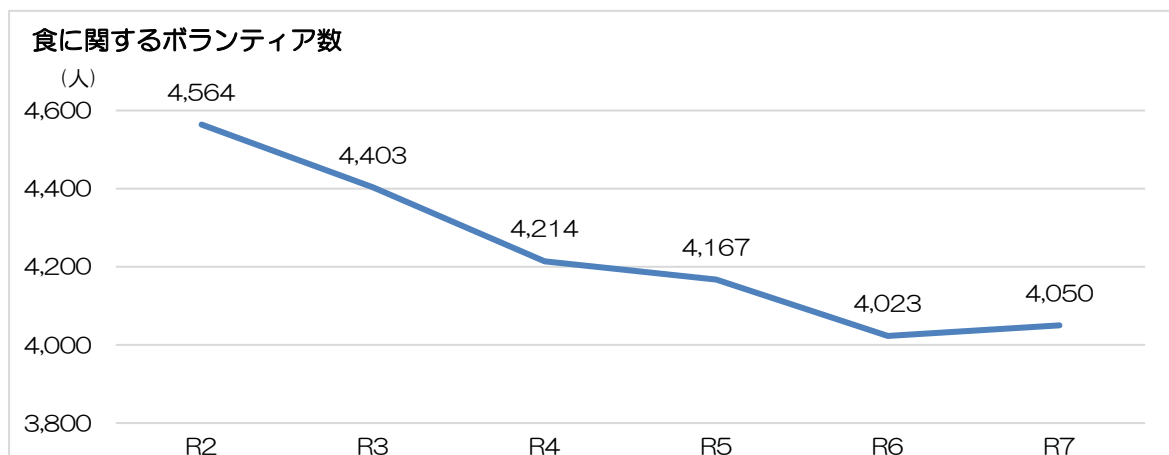
※①SNS：ソーシャル・ネットワーク・サービス（social networking service）の略で、インターネット上で人と人がつながり、情報を発信・共有できるサービスのこと。

※②ライフステージ：人間の一生における乳幼児期、学童期、思春期、成人期、高齢期などのそれぞれの段階のこと。本書では、「乳幼児期」を概ね0～5歳、「学童期・思春期」を概ね6～19歳、「青年期」を概ね20～39歳、「壮年期」を概ね40～64歳、「高齢期」を概ね65歳以上と設定する。

目標 2 食に関するボランティア※③数の増加

令和 2 年度から令和 7 年度の 6 年間で大幅に減少しています。

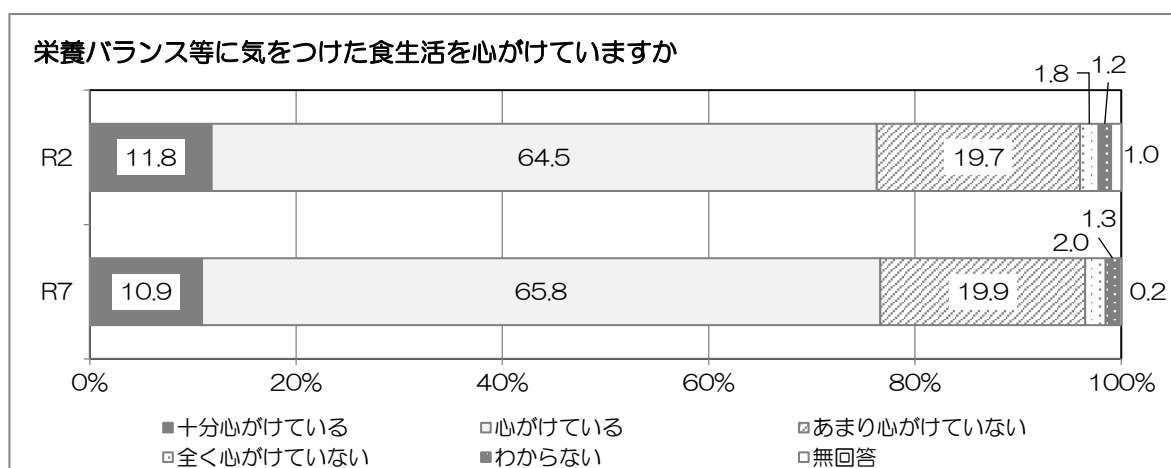
近年、担い手の高齢化に加え、活動内容や役割が市民に十分伝わっていないこと、新規登録が進まない現状があり、活動内容や意義を分かりやすく整理し、「食に関するボランティア」の認知度向上を図る必要があります。



前回値：4,564 人 → 評価値：4,050 人 ※目標（10%以上増加：5,020 人以上）

目標 3 栄養バランス等を意識した食生活を送っている人の割合の増加

前回調査と比較すると、心がけている割合（「十分心がけている」「心がけている」）は、横ばいとなっています。若い世代や働く世代では時間的・心理的余裕が少なく、実践に結びつきにくい状況がみられ、栄養バランスへの意識が低い層を中心に、その必要性を分かりやすく伝え、日常生活に取り入れやすい食生活のアドバイスをを行うなどの取組を進めていく必要があります。

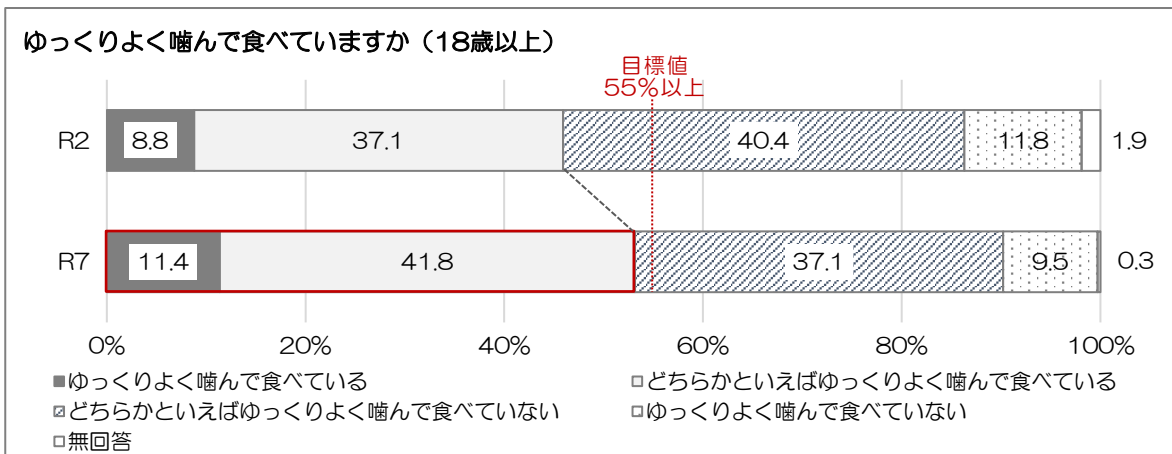


前回値：76.3% → 評価値：76.7%

※③食に関するボランティア：本市において定期的に登録又は届出をしていること等により、本市が把握しているボランティア(個人・団体)のこと。

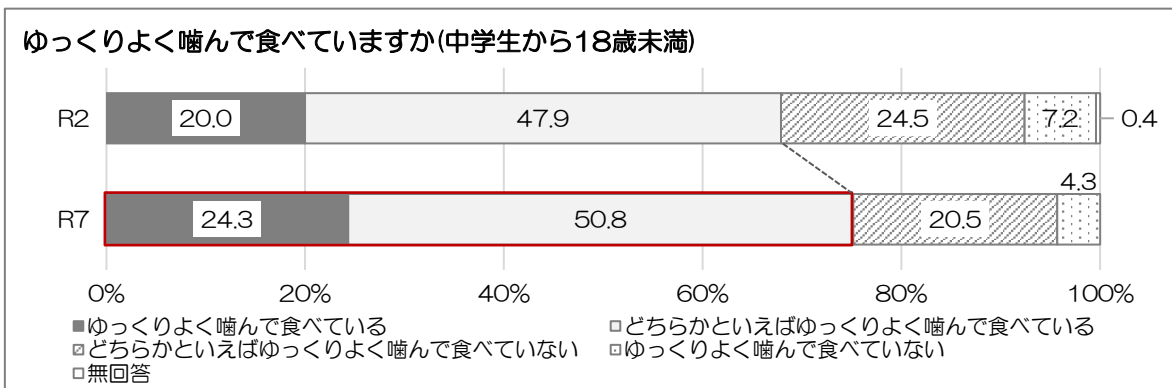
目標4 食事をよく噛んで味わって食べる人の割合の増加

前回調査と比較すると、よく噛んで食べている割合（「ゆっくりよく噛んで食べている」「どちらかといえばゆっくりよく噛んで食べている」）は、増加しています。よく噛んで食べることが口腔機能の維持や生活習慣病予防とも関連することを含め情報提供を進めるとともに、日常生活の中で実践しやすい具体的な行動目安を示していく必要があります。

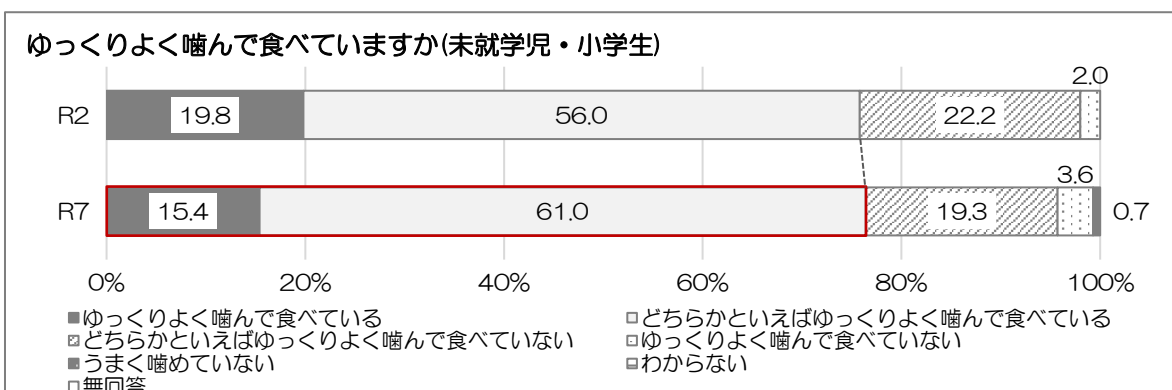


前回値：45.9% → 評価値：53.2%

前回調査と比較すると、よく噛んで食べている割合は、中学生から18歳未満では増加しているものの、未就学児・小学生では横ばいとなっています。



前回値：67.9% → 評価値：75.1%

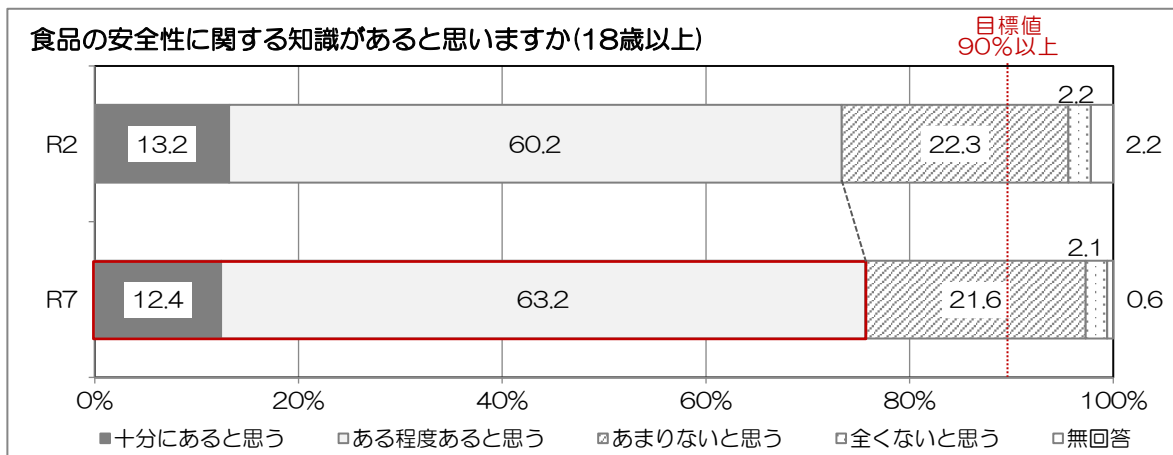


前回値：75.8% → 評価値：76.4%

目標5 食品の選択・調理方法について知識のある人の割合の増加

前回調査と比較すると、食品の安全性に関する知識がある割合（「十分にあると思う」「ある程度あると思う」）は、増加しています。

インターネットやマスメディアにより情報を得やすくなった一方で、情報過多により正確で実践的な知識が十分に整理されていない状況がみられるため、市民が日常生活の中で実践につなげやすいよう、食品の選び方や調理時の衛生管理について、内容を整理した分かりやすい情報提供を行う必要があります。

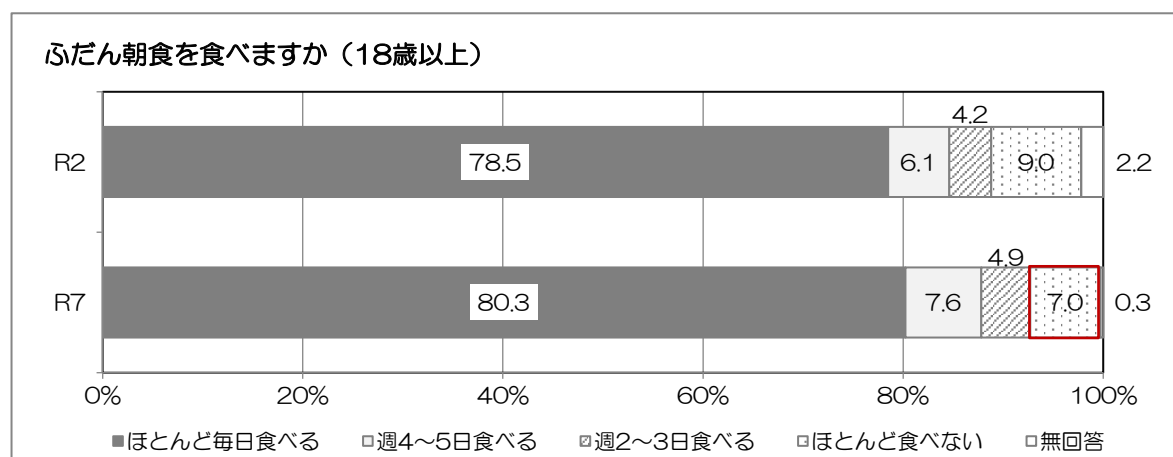


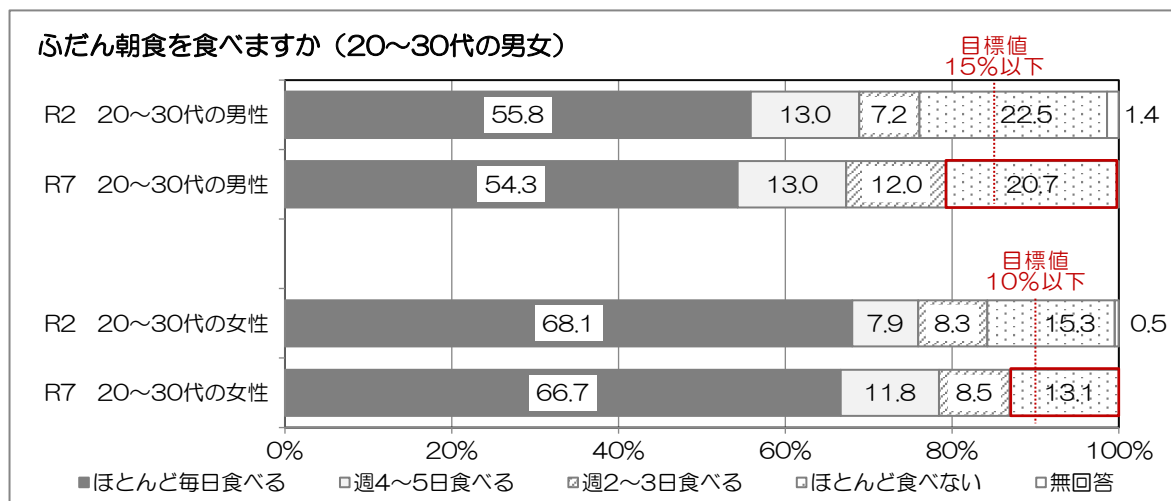
前回値：73.4% → 評価値：75.6%

目標6 朝食を食べない人の割合の減少

前回調査と比較すると、18歳以上では、「ほとんど食べない」と回答した割合は減少しているものの、20～30歳代では欠食率が高い状況が続いています。

忙しい生活や一人暮らしにより朝食を取らない習慣が定着していることや、若い世代は朝食欠食による身体への影響を自覚しにくいこと、健康への関心が低いことが背景にあると考えられ、生活リズムや健康への影響を分かりやすく伝えるとともに、簡単に取り入れられる朝食の工夫やメニューを紹介することで、若い世代や働く世代への働きかけを強化する必要があります。

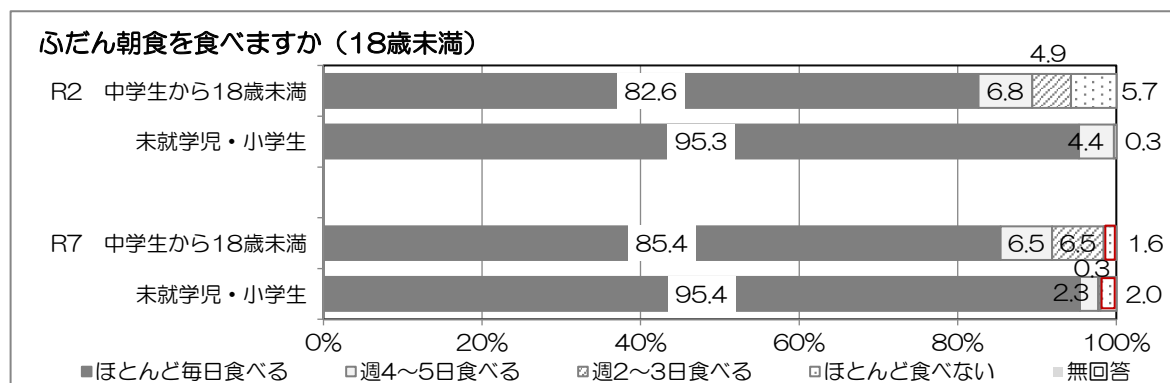




（20～30 歳代の男性） 前回値：22.5% → 評価値：20.7%

（20～30 歳代の女性） 前回値：15.3% → 評価値：13.1%

前回調査と比較すると、「ほとんど食べない」と回答した割合は、中学生から 18 歳未満及び、未就学児・小学生で減少しています。子どもへの取組を通して、保護者への普及啓発につなげる働きかけを行っていく必要があります。

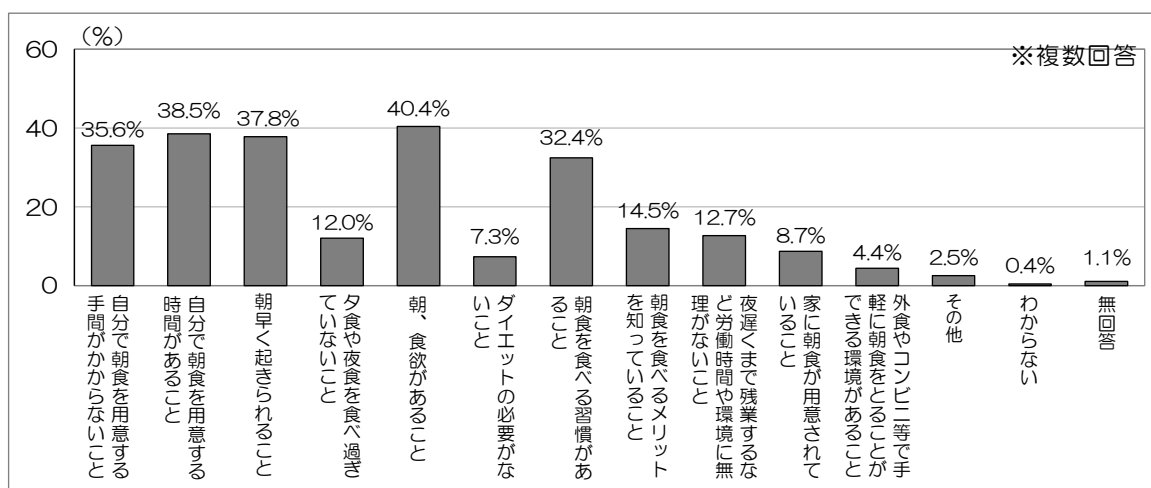


（中学生から 18 歳未満） 前回値：5.7% → 評価値：1.6%

（未就学児・小学生） 前回値：0.3% → 評価値：2.0%

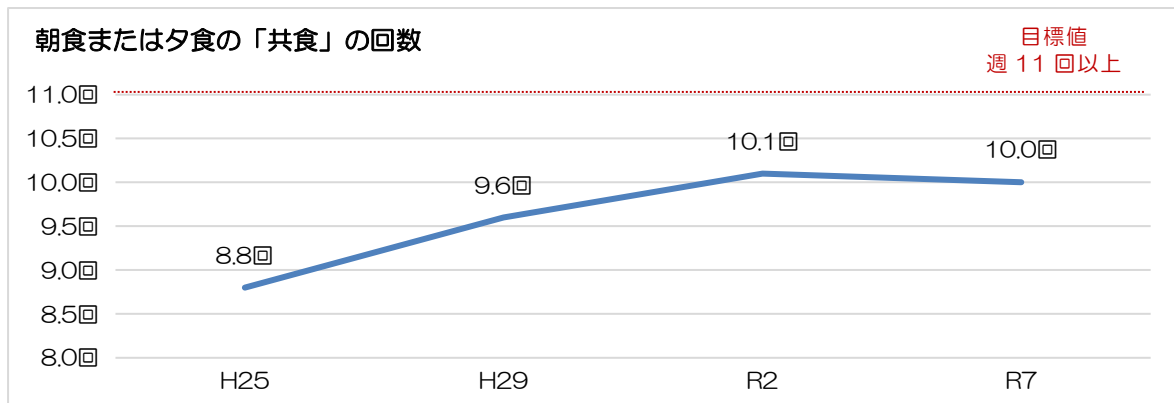
18 歳以上における

【「ほとんど毎日食べる」方以外が、朝食を食べるために必要だと感じていること】

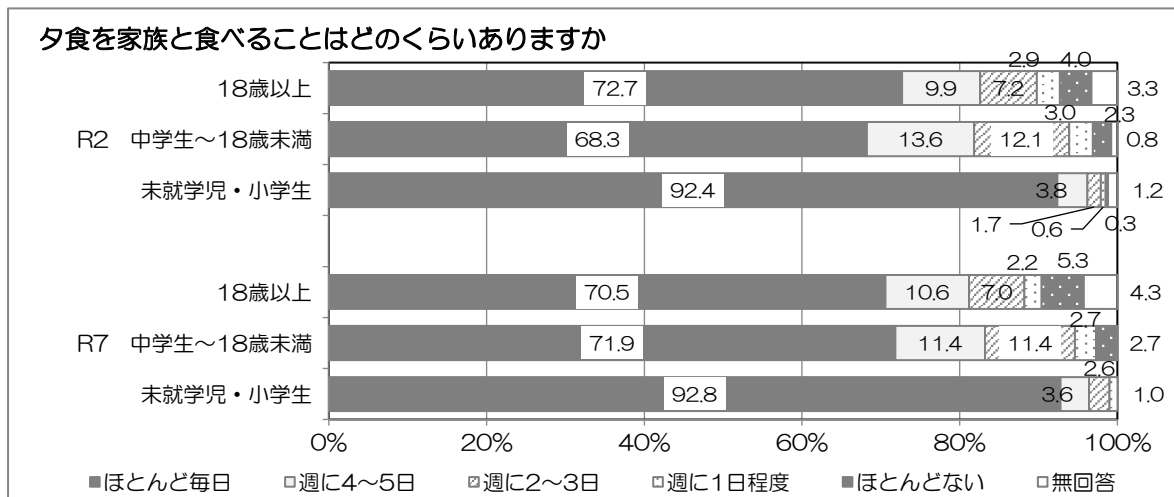
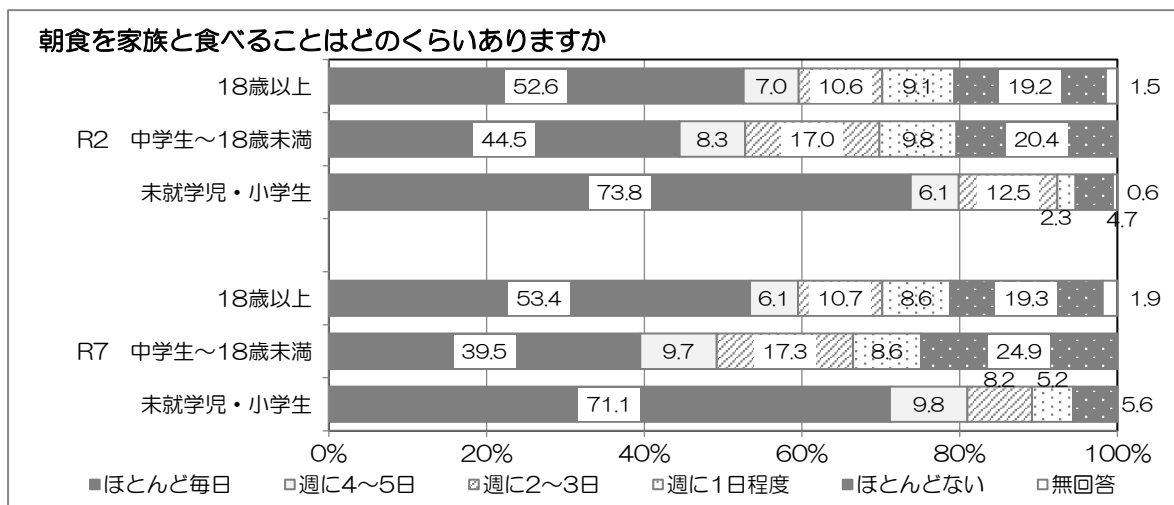


目標7 朝食または夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加

朝食または夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数は、前回調査と比較すると横ばいとなっています。共食の機会については、家庭での食事が一定程度定着しているものの、生活時間の多様化や個々のライフスタイルの変化により、十分に広がっているとはいえない状況がみられ、共食がもたらす心理的・社会的効果について引き続き周知するとともに、家庭環境やライフスタイルに応じた実践の在り方の普及啓発を検討する必要があります。



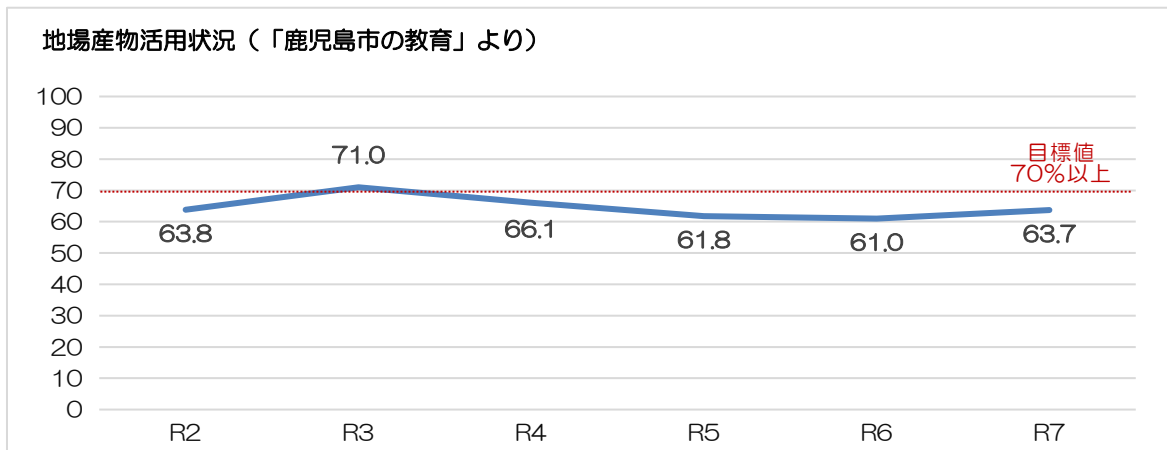
前回値：週 10.1 回 → 評価値：週 10.0 回



目標 8 学校給食の地場産物※④活用率

地場産物の活用状況は、令和7年度は63.7%となっています。

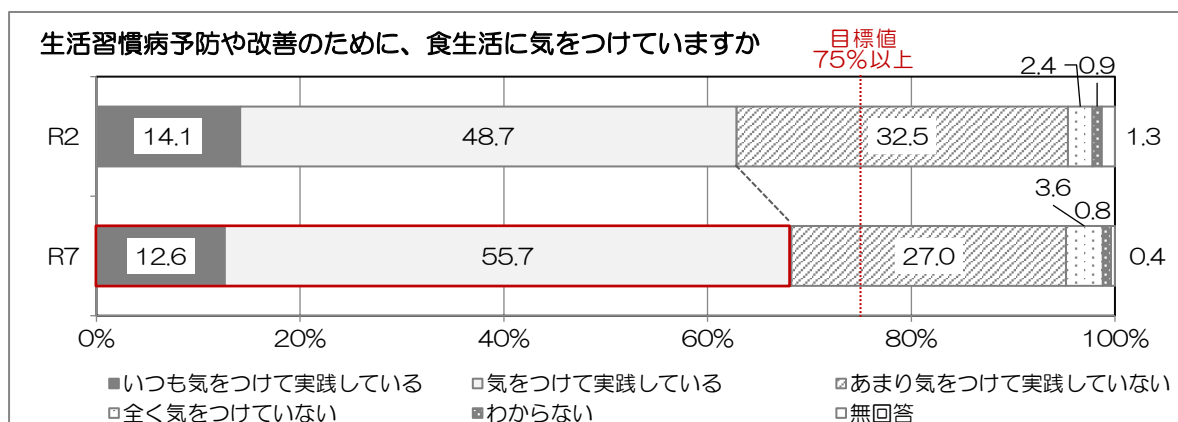
学校給食に地場産物を活用することは、地域の自然、文化や産業等に関する理解や食に関する感謝の念を育む上で重要であること等から、生産者や関係機関等と連携を図りながら取組を進める必要があります。



前回値：63.8% → 評価値：63.7%

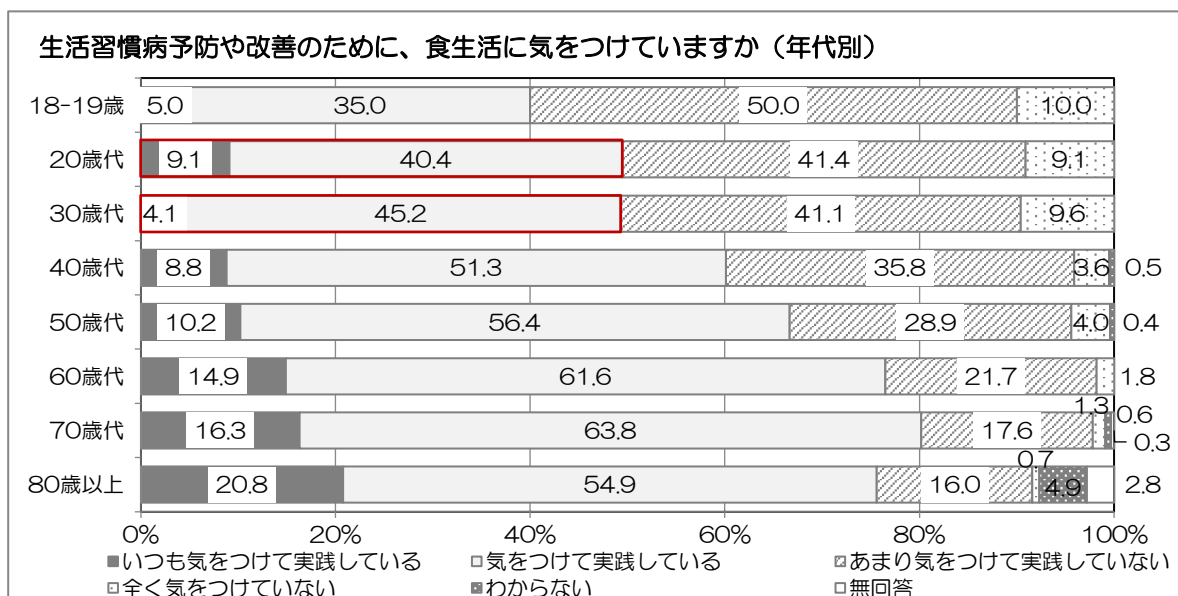
目標 9 生活習慣病予防や改善のために、普段から食生活に気をつけている人の割合の増加

前回調査と比較すると、気をつけている割合（「いつも気をつけて実践している」「気をつけて実践している」）は増加しています。一方で年代別にみると若い世代において気をつけている人の割合は20代で49.5%、30代で49.3%と低く、健康への関心が低い現状が考えられるため、食塩摂取量や野菜摂取量等の具体的な内容・目安を示し、生活習慣病の予防や改善のための食生活の実践の必要性について、若い世代を中心に普及啓発を行うとともに、健康への関心が低い層も自然に健康行動につながる食環境づくりを進める必要があります。



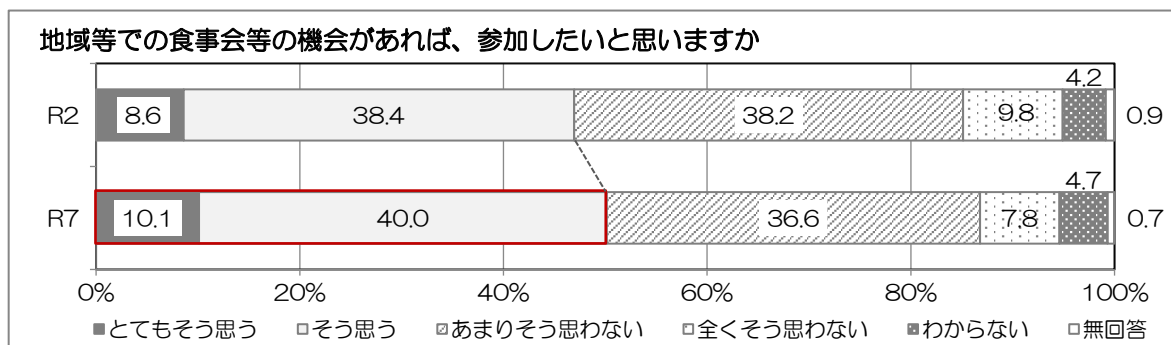
前回値：62.8% → 評価値：68.3%

※④地場産物：鹿児島県で生産、収穫、水揚げされた食材。

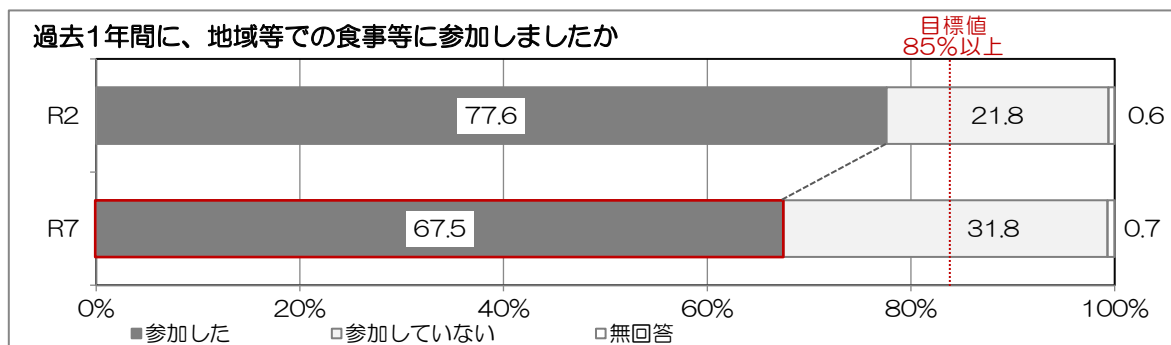


目標 10 地域等で共食したいと思う人が共食する割合の増加

前回調査と比較すると、地域等での共食の機会があれば参加したいと思う人の割合（「とてもそう思う」「そう思う」）は増加している一方で、参加したいと思う人のうち地域等での共食の機会に参加した人の割合は、減少しています。地域での会食や交流の場が減少し、参加したいと感じていても実際に参加する機会が少ない状況があると考えられるため、食を通したコミュニケーションの良さを広く周知するとともに子ども食堂※⑤やふれあい会食等の取組内容や開催情報を把握し、周知する必要があります。

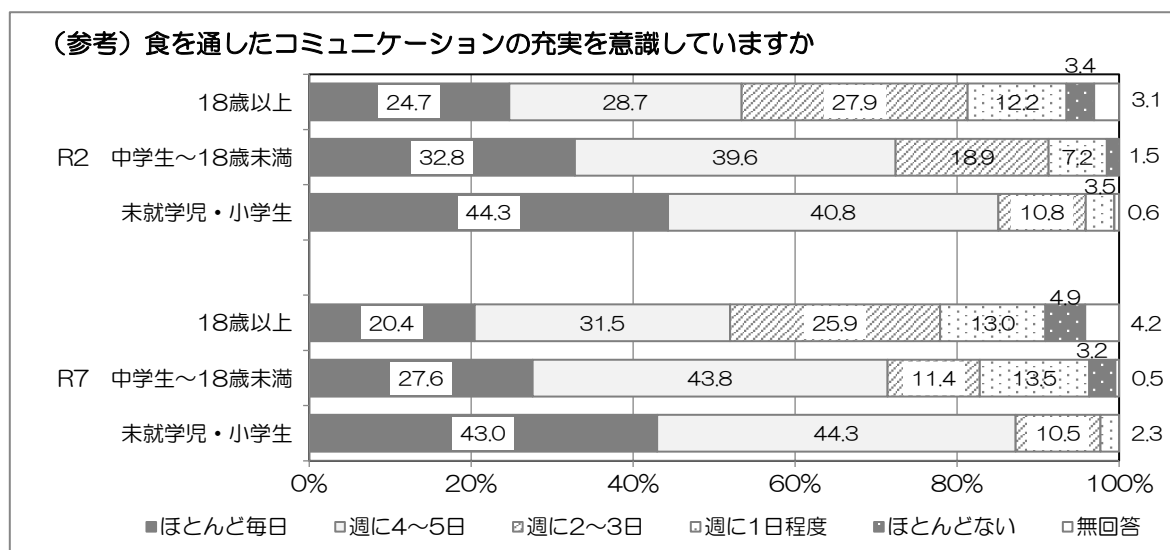


（参加したい人） 前回値：47.0% → 評価値：50.1%



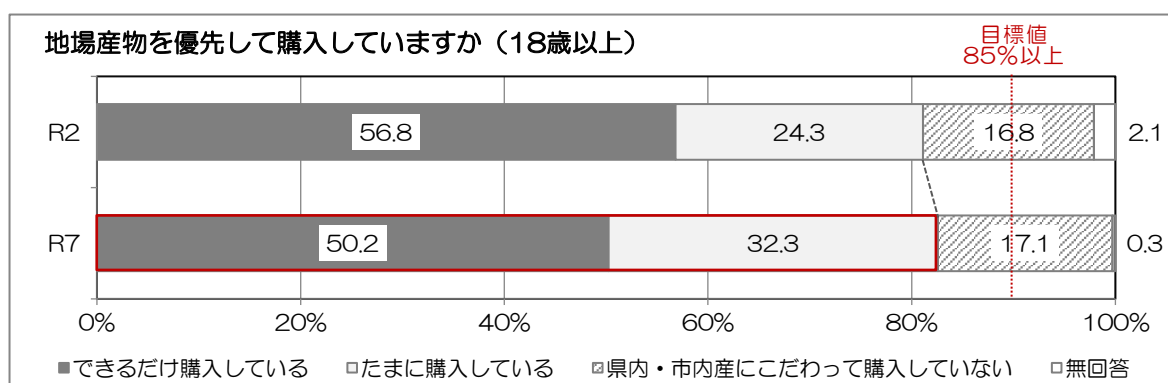
（参加したい人のうち参加した人） 前回値：77.6% → 評価値：67.5%

※⑤子ども食堂：主に子どもたちに対して、無料または安価で食事や居場所を提供する場所のこと。



目標 11 地場産の農林水産物を意識して購入する人の割合の増加

前回調査と比較すると、購入している割合（「できるだけ購入している」「たまに購入している」）は、微増となっています。物価高の影響により、価格や利便性を重視した購買行動が強まっていると考えられるため、地場産物の購入による消費者側のメリットや鹿児島県産の食材の良さ等を分かりやすく発信し、消費者の理解を深める取組を進めるとともに、地産地消^{※⑥}の意識を高める取組を行い、地場産物の選択行動を後押しする必要があります。



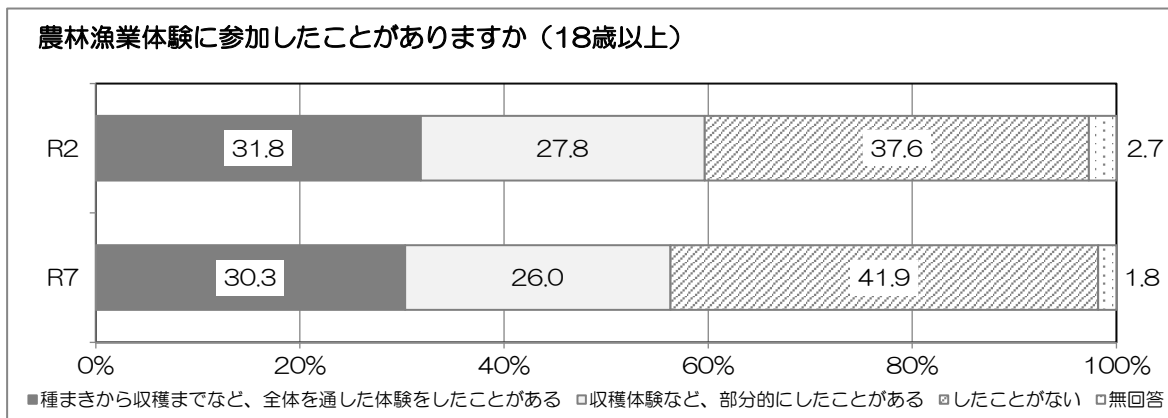
前回値：81.1% → 評価値：82.5%

目標 12 農林漁業体験を経験した人の割合の増加

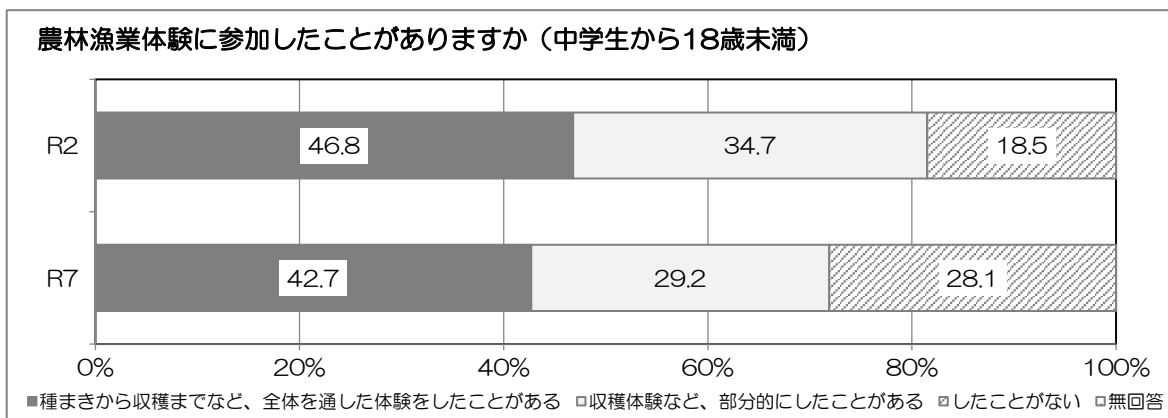
前回調査と比較すると、参加したことがあると回答した割合（「種まきから収穫までなど、全体を通じた体験をしたことがある」「収穫体験など部分的にしたことがある」）は、未就学児・小学生で増加しているものの、18歳以上及び中学生から18歳未満では減少しています。

※⑥地産地消：その地域で取れた農林水産物をその地域で消費すること。

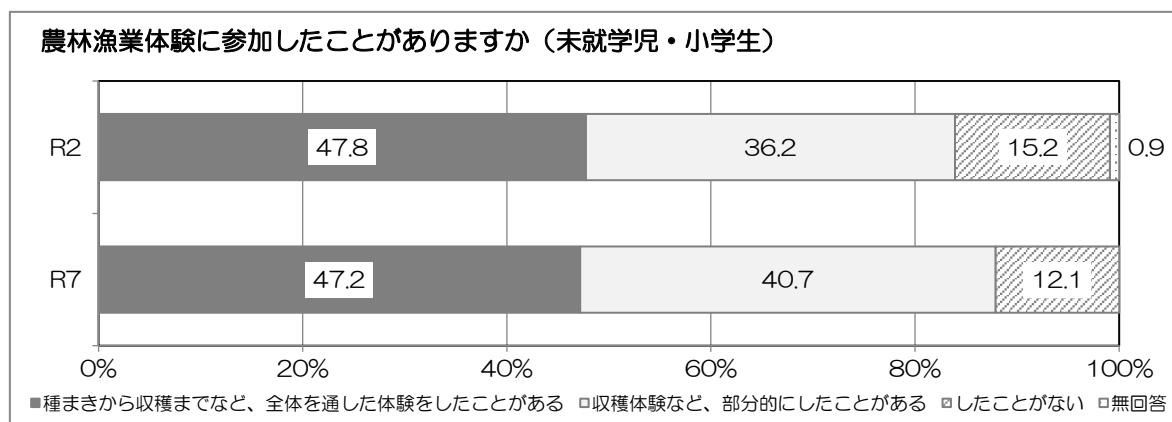
未就学児・小学生は、保育園や学校等において、農林漁業体験を行っていることから改善傾向がみられる一方で、中学生以上は、仕事や学業、部活動等で忙しく、地域で行われる農林漁業体験に参加しにくい状況があると考えられるため、保育園・学校等や地域と連携し、身近な場所で参加しやすい体験機会を確保するとともに、体験の意義や魅力が伝わる工夫を行う必要があります。



（18歳以上） 前回値：59.6% → 評価値：56.3%



（中学生から18歳未満） 前回値：81.5% → 評価値：71.9%

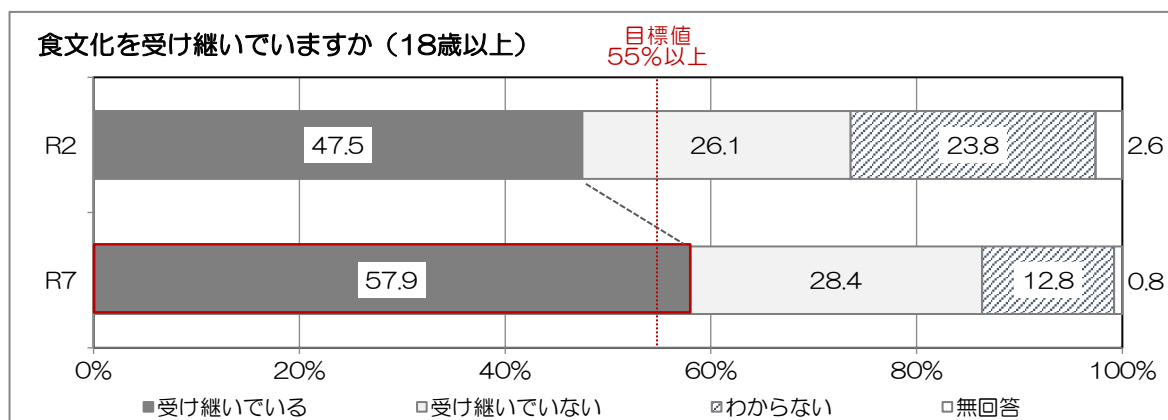


（未就学児・小学生） 前回値：84.0% → 評価値：87.9%

目標 13 郷土料理や家庭料理、作法などを受け継いでいる人の割合の増加

前回調査と比較すると、「受け継いでいる」と回答した割合は増加しています。

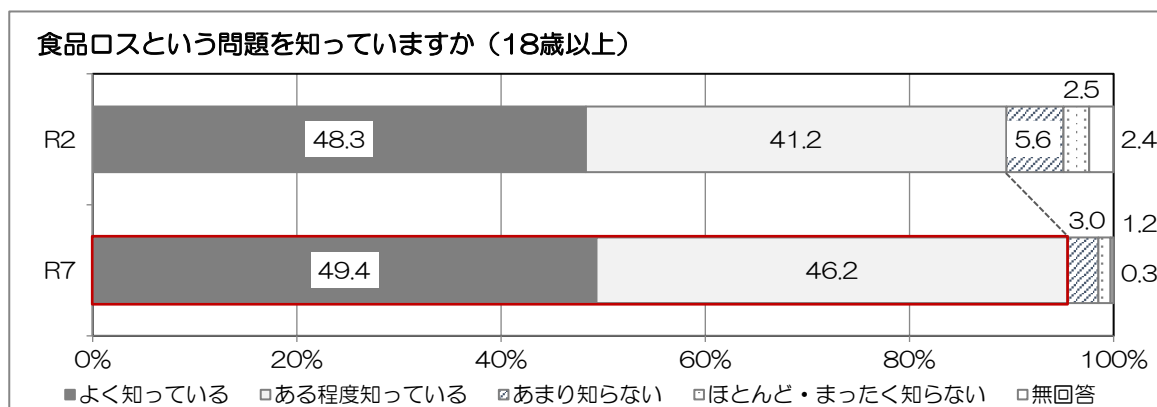
郷土料理教室の実施や郷土料理を使用した商品の PR 販売等の取組により、郷土料理に触れる機会が増えていることが増加した一因と考えられます。郷土料理や食文化に触れる機会を継続的に提供するとともに、郷土料理の調理方法や食事マナーの習得等、実践に結びつくよう、家庭でも実践しやすい取組やメニューなどの情報提供を行う必要があります。



前回値：47.5% → 評価値：57.9%

目標 14 食品ロスを知っている人の割合の増加

前回調査と比較すると、知っている割合（「よく知っている」「ある程度知っている」）は、増加しています。市民や事業所への普及啓発、食品ロス削減マッチングサービスの運用等の取組により、「食品ロス」の認知度が高まっていると考えられます。また、食品ロスの問題は環境面だけでなく、食べものをつくる生産者・製造者への感謝の気持ちや食べものを無駄にしないという道德面にも関係しています。これまでの取組を継続するとともに、買い物や調理、保存など日常生活の場面で実践できる具体例を示す等、行動変容につながる普及啓発を行う必要があります。



前回値：89.5% → 評価値：95.6%

第3章 計画の基本理念等

第五次計画では、国の基本方針をもとに地域性を踏まえ、第四次計画に引き続き、豊かな自然に恵まれた本市の特性を生かし、市民が食に関心を持ち、食の楽しさを身に付け、食を味わい、伝え、体験することを通して食育を推進し、市民一人ひとりが健康で生き生きと生活できる活力のある社会の実現を目指すという基本理念のもと、基本目標等を設定しました。

1 基本理念

食を通じて、健康で生き生きと生活できる 活力あるかごしま市の実現

2 基本目標

(1) 幅広い知識で取り組む食育の推進

分野が多岐に渡る食育について幅広い知識を身に付け、また、その知識を使って健全な食生活を送れるよう取り組みます。

(2) 健康寿命の延伸につながる生涯を通した食育の推進【健康の視点】

子どもの時期だけでなく、生涯にわたって食育に取り組むよう、ライフステージに合わせた食育の実践に取り組み、健康寿命の延伸を図ります。

(3) 持続可能な食を支える食育の推進【社会、環境の視点】

地産地消、食品ロスなど、食を支える環境の持続につながる食育に取り組みます。

3 重点項目

(1) 食に関する情報発信の強化

市民一人ひとりが食を楽しみ、自ら食育を実践できるよう、SNS 等を活用した情報発信の強化に取り組みます。

(2) 「大人の食育」の推進

食や食生活を主体的に選択する世代の中でも特に若い世代を中心に、健全な食生活を実践できることや食や農林漁業への理解を深めることを目的に、「大人の食育」を推進します。

(3) 地産地消及び農林漁業体験活動の推進

食料の安定供給の確保において、生産現場への理解や自然の恩恵、生産者への感謝の気持ちを深めることが必要であり、食卓と農業等の生産現場の距離を縮めることを目的に、「地産地消」「農林漁業体験の提供」をはじめとする食育の取組を推進します。

4 施策の体系

基本理念に基づき、基本目標ごとに関連する基本方針及び基本施策を体系づけ、取組を進めていきます。

基本理念 食を通じて、健康で生き生きと生活できる 活力あるかごしま市の実現

基本目標	基本方針	基本施策
1 幅広い知識で取り組む食育の推進	(1) 食の情報発信と連携 【重点】	①食に関する情報発信と人材育成 ②災害時の食の備え等に関する情報発信
	(2) 家庭・地域における食育の推進	①家庭における共食 ②地域社会における共食
	(3) 食文化継承につながる取組の推進	①郷土料理継承に関する取組 ②食文化・マナーの習得に関する取組
2 健康寿命の延伸につながる生涯を通した食育の推進 【健康の視点】	(1) 健全な食生活の実現に向けた「大人の食育」の推進 【重点】	①栄養バランスに配慮した食生活の実践 ②生活習慣病の予防及び改善につながる食育
	(2) 健やかな心身をつくるための全世代に合わせた食育の推進	①基本的な生活習慣の形成 ②歯科口腔保健における食育
	(3) 食環境の整備	①安心・安全な食育 ②適正な食品表示の活用
3 持続可能な食を支える食育の推進 【社会、環境の視点】	(1) 地産地消及び農林漁業体験活動の推進 【重点】	①地産地消に関する取組 ②農林漁業体験活動への支援
	(2) 学校・保育所等における食育の推進	①学校における食育 ②保育所等における食育
	(3) 環境に配慮した食育の推進	①食品ロス削減に関する取組 ②環境と調和のとれた消費の推進

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 幅広い知識で取り組む食育の推進

基本方針（Ⅰ）食の情報発信と連携

【重点】

SNS等の普及により、食に関するさまざまな情報が社会にあふれる中で、市民一人ひとりが食について関心を高め、正しい知識を習得し食育を実践するために、食の情報発信を積極的に行います。また、近年多発する大規模災害への備えの観点から、災害等に備えた食育を推進します。

基本施策① 食に関する情報発信と人材育成

本市の食に関するボランティア数は、令和7年度末現在で4,050人となっており、人数としては減少傾向にある一方で、子ども食堂など食に関わる場数は増加傾向にあります。今後人口減少に伴い、食に関わるボランティア数は減少していくと考えられますが、その人材を活かし、正しい情報の普及に努めます。

また、分野が多岐にわたることから、関係機関・団体等と相互に連携を図りながら、より一層の食育推進に努めます。

目標Ⅰ 食育に関心を持っている人の割合を増やす

目標項目		現状値 令和7年度	目標値 令和13年度
食育に関心を持っている人の 割合の増加	18歳以上	83.2%	90%以上
	中学生から18歳未満	73.0%	80%以上

◆市の取組

ア. 市ホームページ（食育推進サイト「みんなの食育」）やSNS、ポスター等の媒体を活用して、食に関する情報を発信します。【食育推進事業／保健政策課】

イ. 広報紙に鹿児島県の旬の食材を用いたオリジナルレシピを掲載します。

【広報紙「市民のひろば」の発行／広報課】

ウ. 食育や栄養学等のテーマで講座を行い、食について考える機会を提供します。

【消費者啓発事業／消費生活センター】

エ. 食の専門家による出張講座や食育教室・各種講座を行い、食に関する知識の向上を図ります。【食育推進事業・健康増進計画推進事業／保健政策課】

オ. 鹿児島市食育推進ネットワーク※①との連携強化を図ります。

【食育推進事業／保健政策課】

カ. 食生活を中心とした健康づくりの正しい知識と実践の普及を図る食生活改善推進員を養成・育成し、その活動を支援します。

【食生活改善推進事業／保健予防課・保健センター】

※①鹿児島市食育推進ネットワーク：第6章（41頁）参照。

キ、毎年、本市の食に関するボランティア数を把握し、正しい情報の普及啓発への協力を依頼します。【食育推進事業／保健政策課】

◆市民の取組のポイント

- ☐ 乳幼児期は、様々な食材の味を楽しみましょう。
- ☐ 食に関する体験やイベントに積極的に参加しましょう。
- ☐ 正しい情報を選択できる力を身に付けましょう。
- ☐ 市政情報や、学校や保育所等が発行する「食育だより」に目を通しましょう。

基本施策② 災害時の食の備え等に関する情報発信

近年、頻度を増す大規模災害等に備え、防災に関する知識は重要であり、災害時に備えた食の知識は、日常の食生活を見直すきっかけにもつながります。家庭における食品の備蓄やローリングストック※②の実践など、普段の暮らしに取り入れやすい形で情報発信を行い、関係機関と連携しながら、食を通じた自助力の向上を図ります。

目標 2 非常時の食料（世帯人数分）を3日分以上備蓄している人の割合の増加

目標項目	現状値 令和7年度	目標値 令和13年度
非常時の食料（世帯人数分）を3日分以上備蓄している人の割合の増加	35.6%	40%以上

◆市の取組

- ア. 防災リーフレット等で非常時の食品備蓄の呼びかけを行います。
【災害時避難行動力向上事業／危機管理課】
- イ. 市政出前トーク等を通して、食品の家庭内備蓄の呼びかけを行います。
【地域福祉課／保健政策課】
- ウ. さまざまな健康教育の場を通して、食品備蓄に関する普及啓発を行います。
【保健師・栄養士】

◆市民の取組のポイント

- ☐ 災害時に備えて、家族の人数×最低3日分の食料を備蓄しましょう。
- ☐ 主食に偏らないように、バランスよく準備しましょう。
- ☐ 乳幼児や高齢者等、配慮が必要な方のための備蓄を考えましょう。
- ☐ 非常時の食料について、家族や友人と話し合う機会をもちましょう。

※②ローリングストック：普段使っている食品を少し多めに買い置きし、賞味期限の古いものから消費して、食べた分だけ新しく買い足すことで、家庭に常に一定量の食料を備蓄する方法。

基本方針（２）家庭・地域における食育の推進

共食は、食を通じたコミュニケーション等を図ることができるほか、健康な食生活や規則正しい食生活等と関係があること等のメリットがあります。家庭環境やライフスタイルの多様化により、地域における共食の場の整備を含めた取組が必要であることから、家庭・地域における共食の推進を図ります。

基本施策① 家庭における共食

家庭での共食は食育の原点です。朝食または夕食を家族と一緒に食べる回数は、令和２年度が週 10.1 回、令和 8 年度は週 10.0 回となっており、家族それぞれが多様なライフスタイルを過ごす現代においては、家族との共食が難しい場合があります。今後、家庭での共食の回数の増加は難しいことが見込まれます。

仕事や習い事で忙しい昨今のライフスタイルの中でも、誰かと食を楽しみ、家族や仲間とのつながりを大切にする食育の推進を図ります。

目標 3 食事中的コミュニケーションの充実を意識している人の割合の増加

目標項目	現状値 令和 7 年度	目標値 令和 13 年度
食事中的コミュニケーションの充実を意識している人の割合の増加	77.8%	85%以上

◆市の取組

ア. 各種健診等で、共食の大切さについて普及・啓発を図ります。

【育児支援事業／母子保健課（保健センター・保健福祉課）】

イ. すこやか子育て交流館で、親子料理教室を実施し、食の楽しみを感じる機会を提供します。【すこやか子育て交流館講座等事業費／こども政策課】

ウ. 地域公民館や福祉館等で親子で参加する料理教室・講座等を実施し、食事を一緒に作る楽しさを感じる機会を提供します。

【公民館講座等／生涯学習課】【市民料理講座等／地域福祉課】

◆市民の取組のポイント

□乳幼児期から、誰かと一緒に食事をする楽しさを覚えましょう。

□忙しい中でも、食事の時間は家族や仲間との会話を楽しみましょう。

□家族や仲間との楽しい食事を通して、食事のマナーを身に付けましょう。

□家族等と一緒に食事づくりや準備を楽しみ、基本的な調理方法を身に付けましょう。

基本施策② 地域社会における共食

地域において様々な世代と共食する機会を持つことは、食の楽しさを実感するだけでなく、食や生活に関する基礎知識を伝え、習得する観点からも重要です。

子ども食堂や通いの場等、地域で様々な共食の場づくりを支援するとともに、支援を必要とする人が利用できるよう、共食できる場の情報発信に努めます。

目標 4 地域等で共食したいと思う人が共食する割合の増加

目標項目	現状値 令和 7 年度	目標値 令和 13 年度
地域等で共食したいと思う人が共食する割合の増加	67.5%	75%以上

◆市の取組

- ア. 閉じこもりがちな高齢者とボランティア団体等が、公民館・地域福祉館等で会食を実施し交流することにより、高齢者の健康の保持及び生きがいづくりを促進します。【愛のふれあい会食事業／長寿支援課】
- イ. 援護を要する一人暮らしの高齢者等に定期的な配食を行い、健康で自立した生活の支援及び孤独感の解消を図るとともに、配食に従事するものとのふれあいを通じて、自立意欲を促します。【心をつなぐ訪問給食事業／長寿支援課】
- ウ. 子ども食堂での食事をきっかけとした居場所づくりのための支援を行います。
【子ども食堂サロン運営支援事業／こども福祉課】
- エ. 地域公民館や福祉館等で各種料理教室等を実施します。
【公民館講座等／生涯学習課】【市民料理講座等／地域福祉課】
- オ. 市民館等で高齢者の食生活にふさわしい料理を提供し会食による交流を図ります。【高齢者会食交流会／地域福祉課】

◆市民の取組のポイント

- ☐ 誰かと一緒に食事を楽しみましょう。
- ☐ 地域のイベントやふれあい会食、子ども食堂での会食等に参加し、地域とのつながりを保ちましょう。
- ☐ 食事を楽しむとともに、旬の食材や郷土料理、食文化等を子どもや地域の人に伝えましょう。

基本方針（３）食文化継承につながる取組の推進

鹿児島県は、本土最南端という地理的特性を生かして、古くから海外との交易を重ねてきました。その結果、海外の文化や食材が伝来し、これらを活用した料理が作られるなど、独自に食文化を発展させてきました。しかし、核家族化や地域のつながりの希薄化、食の多様化により、この特色ある食文化が失われつつあります。

鹿児島の食材を生かした郷土料理や伝統料理、地域や家庭で受け継がれてきた料理や味を継承するとともに、箸使い等の食べ方・作法などの習得に関するさまざまな取組を実施していきます。

基本施策① 郷土料理継承に関する取組

地域や家庭で受け継がれてきた郷土料理の普及啓発に努め、料理や味、食文化を次世代へ着実に継承します。

基本施策② 食文化・マナーの習得に関する取組

伝統的な食文化や地域の郷土料理等、その歴史や文化的背景等の情報発信を行うとともに、食に関する基本的な情報や知識、伝統や文化など、地域の多様な食文化の継承につながる取組を推進します。

目標５ 郷土料理や家庭料理、作法などを受け継いでいる人の割合の増加

目標項目	現状値 令和７年度	目標値 令和１３年度
郷土料理や家庭料理、作法などを受け継いでいる人の割合の増加	57.9%	65%以上

◆市の取組（施策共通）

ア．地域公民館や福祉館等で郷土料理に関する料理教室・講座等を実施します。

【公民館講座等／生涯学習課】【市民料理講座等／地域福祉課】

イ．学校給食に郷土料理を取り入れます。【保健体育課・中央学校給食センター】

ウ．市立保育園で給食に郷土料理や行事食※③を取り入れ、また、その文化についても伝えます。【市立保育園運営事業／保育幼稚園課】

エ．乳幼児健診で、おはしの使い方についてのリーフレットを配布するなど、食文化について啓発を図ります。

【乳幼児健康診査事業／母子保健課（保健センター・保健福祉課）】

オ．郷土料理をテーマに料理教室等を開催し、食文化の普及・啓発を図ります。

【食育推進事業／保健政策課】

カ．100年フードや郷土食等の食文化について紹介します。

【文化財保存活用地域計画推進事業／文化財課】

※③行事食：季節ごとの行事やお祝いの日に食べる特別な料理。

◆市民の取組のポイント

- ☐乳幼児期は、食具※④の使い方を覚えましょう。
- ☐鹿児島県の食文化に関心を持ちましょう。
- ☐行事食や郷土料理を、日々の食生活に積極的に取り入れるようにしましょう。
- ☐郷土料理や食文化に関する知識を伝えていきましょう。

※④食具：食事の時に使う道具のこと。

基本目標 2 健康寿命の延伸につながる生涯を通した食育の推進【健康の視点】

基本方針（1）健全な食生活の実現に向けた「大人の食育」の推進

【重点】

健康寿命の延伸のためには、健全な食生活の実践が不可欠です。肥満、やせ、低栄養等、生活習慣病につながる課題は改善には至っていない現状があり、その要因である栄養バランスの偏りや朝食の欠食といった食習慣の改善が必要です。

また、生涯にわたって心身の健康を確保しながら、健全な食生活を実践するためには、市民一人ひとりが栄養バランスに配慮した食事を習慣的にとることが重要であるため、食に関する正しい知識の普及に努めるとともに、指導及び助言を行います。

基本施策① 栄養バランスに配慮した食生活の実践

ライフスタイルの多様化が進む中、食に関する経済性志向、簡便化志向により食生活のあり方は変化しており、幅広い世代において栄養バランスの偏りや食習慣の乱れがみられる現状にあります。特に若い世代においては、進学や就職等のライフイベントを機に生活リズムや食生活の乱れが生じやすく、健康への意識が低い傾向にあります。官民幅広い連携・協働の取組を推進し、行動変容を促す「大人の食育」に取り組みます。

目標 6 主食・主菜・副菜をそろえた食事を 1 日 2 回以上ほぼ毎日食べている人の割合の増加

目標項目	現状値 令和 7 年度	目標値 令和 13 年度
主食・主菜・副菜をそろえた食事を 1 日 2 回以上ほぼ毎日食べている人の割合の増加	52.2%	60%以上

重点項目：「大人の食育」に関する取組

- ア. 健康に配慮した飲食店を増やすとともに市民が外食・中食※⑤等を通してバランスのとれた食生活を送ることを支援します。【健康増進計画推進事業／保健政策課】
- イ. 若年向けリーフレットや SNS 等を活用した情報発信を通して、バランスよく食べるポイント等を伝えます。【食育推進事業／保健政策課】
- ウ. 健康づくりパートナー※⑥の登録等、事業所と協働し、働く世代の生活習慣の改善に取り組みます。【働く世代の健康づくり事業／保健政策課】
- エ. 栄養教育や栄養相談を通して、食生活を中心とした健康づくりの正しい知識と実践を普及します。【栄養改善対策事業／保健予防課・保健センター】
- オ. 妊婦への栄養指導や健康管理の支援の強化及び若い世代への適正体重に関する正しい知識の普及啓発に取り組みます。
【食による適正体重化事業／保健予防課・保健センター】

※⑤中食：総菜や弁当など調理済みの食品を購入して家や職場で食べることを、あるいはその食品のこと。

※⑥健康づくりパートナー：従業員や家族等の健康づくりに取り組む事業所として登録された事業所のこと。

◆市の取組

- ア．低栄養※⑦やフレイル※⑧予防を図るため、高齢者に対し、講座や料理教室を開催します。【高齢者料理教室支援事業・一般介護予防複合教室事業／保健予防課・保健センター】
- イ．地域公民館や福祉館等で栄養バランスに配慮した食事づくりを学ぶための料理教室・講座等を実施します。
【公民館講座等／生涯学習課】【市民料理講座等／地域福祉課】
- ウ．民間と取り組む食育の推進を図ります。【食育推進事業／保健政策課】
- エ．各種健診等で、栄養バランスに配慮した食事について、管理栄養士などの専門職による知識の普及啓発を図ります。【栄養士】
- オ．育児教室等で、離乳食に関する講話を通して、食事の大切さを伝えます。
【母と子の健康教室事業／母子保健課（保健センター・保健福祉課）】
- カ．離乳食の基本や調理方法を学ぶ育児教室を実施します。
【公民館事業等／生涯学習課】
- キ．学校の技術家庭科・保健体育科等の授業の中で、食生活についての理解の推進を図ります。【学校教育課・保健体育課・中央学校給食センター】
- ク．市が養成した食生活改善推進員が地域等で料理教室などを開催し、市民に食生活を中心とした健康づくりの正しい知識と実践の普及を図ります。
【食生活改善推進事業（保健予防課・保健センター）】

◆市民の取組のポイント

- ☐ 乳幼児期からいろいろな食材に触れ、食事を楽しみましょう。
- ☐ 過度の痩身（やせ）志向や肥満に注意しましょう。
- ☐ 自分の適正体重を維持するよう、バランスの良い食事を心がけましょう。
- ☐ 主食・主菜・副菜がそろった食事を心がけましょう。
- ☐ 高齢期においても、適正体重を維持し、低栄養やフレイルにも注意しましょう。

※⑦低栄養：健康的に生きるために必要な量の栄養素が摂れていない状態のこと。

※⑧フレイル：加齢によって、心身が衰えている状態のこと。

基本施策② 生活習慣病の予防及び改善につながる食育

食の多様化により、健全な食生活の実践において、食に関する知識や食品の選び方等も含めた正しい判断力を市民一人ひとりが身に付ける必要性が高まっています。

健康寿命の延伸に向け、栄養バランスのとれた食事や適切な食習慣の定着を図り、生活習慣病の予防及び重症化予防・改善につながる食育を推進します。

目標 7 生活習慣病の予防や改善のために、普段から食生活に気をつけている人の割合の増加

目標項目	現状値 令和 7 年度	目標値 令和 13 年度
生活習慣病の予防や改善のために、普段から食生活に気をつけている人の割合の増加	68.3%	75%以上

◆市の取組

- ア. 健康づくりパートナーに対し、事業所と協働し、食を含めた健康づくりに関する情報を提供します。【働く世代の健康づくり事業／保健政策課】
- イ. 健康教育や健康相談等を通して、生活習慣病予防や介護予防等、健康に対する正しい知識の普及を図ります。【生活習慣改善支援事業・シニア世代のヘルスプロモーション事業／保健予防課（保健センター・保健福祉課）】
- ウ. 健診結果等に課題がある市民に対し、特定保健指導、生活習慣病予防等の保健指導を行います。【保健師・栄養士】
- エ. 高齢者の低栄養やフレイルを予防するため、健康教育や個別的支援を行います。【すこやか長寿健康支援事業／保健予防課・保健センター・保健福祉課】

◆市民の取組のポイント

- ☐ 自分の適正体重を知り、維持するように心がけましょう。
- ☐ 自分にあった食事量を知り、栄養バランスの良い食事を適量食べる習慣を身に付けましょう。
- ☐ 健康と生活習慣や食の関係性を理解し、生活習慣病の予防に取り組みましょう。
- ☐ 過度の痩身（やせ）志向には注意しましょう。
- ☐ 40 歳になったら毎年特定健診を受診しましょう。

基本方針（２）健やかな心身をつくるための全世代に合わせた食育の推進

健やかな心身の形成には、日々の食生活が基盤となります。乳幼児期や学童期において、子どもの基本的な生活習慣づくりや生活リズムの向上に取り組むとともに、その保護者が一緒に生活習慣づくりの意識を高め、行動するよう、ライフステージに応じた食育を推進し、望ましい食習慣の定着と健康の保持増進を図ります。

また、食物を食べるために「口腔」の働きは必要不可欠です。生涯を通じて、「よく噛んでおいしく食べる」ための口腔機能の獲得・維持・向上が重要であることから、ひとくち 30 回以上噛むことを目標とした「噛ミング 30（カミングサンマル）」等の取組を推進し、意識して噛むことの大切さの普及啓発に取り組めます。

基本施策① 基本的な生活習慣の形成

朝食を毎日食べることは、栄養バランスに配慮した食生活や基本的な生活習慣を身に付ける観点から、非常に重要となります。

健やかな生活の基盤となる基本的な生活習慣の形成を図るため、規則正しい食事や生活リズムの定着に向けた取組を推進します。

目標 8 朝食をほとんど毎日食べる若い世代の割合の増加

目標項目	現状値 令和 7 年度	目標値 令和 13 年度
朝食をほとんど毎日食べる若い世代の割合の増加 (20～30 歳代)	62.0%	70%以上

◆市の取組

ア. 各種健診等で、朝食の大切さや規則正しい生活習慣について普及啓発を図ります。

【育児支援事業・乳幼児健康診査事業／母子保健課（保健センター・保健福祉課）】

イ. 若年向けリーフレットや SNS 等を活用した情報発信を通して、朝食の大切さや簡単に作れる朝食レシピ等を伝えます。【食育推進事業／保健政策課】

ウ. 育児教室等で、離乳食に関する講話を通して、食事の大切さを伝えます。

【母と子の健康教室事業／母子保健課（保健センター・保健福祉課）】

エ. 学校の技術家庭科・保健体育科等の授業の中で、成長期における正しい食生活の啓発を行います。【学校教育課・保健体育課・中央学校給食センター】

◆市民の取組のポイント

□規則正しい生活習慣を身に付けましょう。

□十分な運動・睡眠を確保し、空腹を感じて食事をする生活リズムをつくりましょう。

□毎日朝食をとる習慣を身に付けましょう。

□早寝、早起きをして、朝ごはんをしっかり食べましょう。

□朝食を活用して、朝に体が動きやすい状態をつくりましょう。

基本施策② 歯科口腔保健における食育

健やかで豊かな生活を送るには、口腔機能が十分に発達し、維持されることが重要です。健康寿命の延伸にもつながるなど「よく噛むこと」が健康に及ぼす効果を理解したうえで、噛み方や食べる速さにも着目して食事をする人が増えるよう、乳幼児期から高齢期までの各ライフステージに応じた口腔機能の獲得・維持・向上に向けた歯科口腔保健に関する正しい知識の普及啓発に努めます。

目標 9 食事をよく噛んで味わって食べる人の割合の増加

目標項目	現状値 令和 7 年度	目標値 令和 13 年度
食事をよく噛んで味わって食べる人の割合の増加	53.2%	55%以上

◆市の取組

- ア. 歯科口腔保健に関する正しい知識を普及するために、健康教育や保健指導・相談を行います。【歯科保健事業／保健予防課】
- イ. おし歯の発生を予防するため、歯科健康診査やフッ化物塗布を行います。
【乳幼児歯の健康づくり事業・子ども達の歯と口の健康を守るための歯科健診事業／保健予防課】
- ウ. 育児教室等で、意識して噛むことの大切さを伝えます。
【母と子の健康教室事業／母子保健課（保健センター・保健福祉課）】
- エ. 各種健診等で、歯科健康診査を実施し、正しい歯磨きの仕方や定期的な歯科受診の必要性について啓発します。【乳幼児健康診査事業／母子保健課（保健センター・保健福祉課）】【生活習慣改善支援事業・シニア世代のヘルスプロモーション事業／保健予防課（保健センター・保健福祉課）】
- オ. オーラルフレイル^{※⑨}や口腔機能低下症を予防するため、高齢者に対し講座や健康相談を実施します。
【一般介護予防複合教室事業／保健予防課・保健センター】
【すこやか長寿健康支援事業／保健予防課（保健センター・保健福祉課）】
- カ. 相談を通して噛むことの大切さや、口腔機能の獲得・維持・向上について普及啓発に取り組みます。【歯科衛生士・保健師】

◆市民の取組のポイント

- ☐ 乳幼児期から噛む力や飲み込む力、咀嚼機能を育てましょう。
- ☐ 正しい歯磨きの仕方を身に付けましょう。
- ☐ 口腔の健康に関心を持ち、意識してよく噛み味わって食事をとりましょう。
- ☐ 定期的に歯科検診を受診しましょう。
- ☐ よく噛むことが、生活習慣病予防につながることを知りましょう。
- ☐ 高齢期は口腔機能を維持するために口の周りの筋肉を動かす体操などをしましょう。

※⑨オーラルフレイル：口腔機能の軽微な低下や食の偏りなどを含み、身体の衰え（フレイル）の一つ。

基本方針（３）食環境の整備

共働きや単身世帯の増加等、ライフスタイルの多様化に伴い、食事は「つくる」ものに加え、「選ぶ」ものという側面も強まってきています。

食生活改善につながる商品・サービスの提供や表示等による見える化、生産者や産地等の情報も含めた食に関する情報提供に取り組み、多くの食品の中から、市民一人ひとりが自分のライフスタイルや健康状態にあう食品を選択できるよう食環境を整えていきます。

また、健康に資する食育に対しての無関心層への啓発を含め、適切な栄養・食生活情報の発信や自然に健康になることができる食環境づくりの整備のため、食品関連事業者や消費者に対する周知広報を行います。

基本施策① 安心・安全な食育

食品の安全性の確保は、食品の提供者が取り組むとともに、食品を消費する立場にある市民においても、食中毒や食品の管理等、食品の安全性をはじめとする食に関する知識と理解を深める必要があります。

市民が自ら適切に判断し、食を選択する力の習得に向け、情報発信を行うとともに、安心・安全な食環境の整備を目指します。

基本施策② 適正な食品表示の活用

SNSの普及等により、食に関する様々な情報があふれ、信頼できる情報を見極めることが難しい状況であるため、食生活や健康に関する正しい知識を持ち、自ら食を選択する必要があります。

健全な食生活の実現にあたって、市民一人ひとりが食品表示を活用して自分のライフスタイルや健康状態にあう食品を選択できる力を身に付けることを支援します。

目標 10 食品の選択・調理方法について知識のある人の割合の増加

目標項目	現状値 令和7年度	目標値 令和13年度
食品の選択・調理方法について知識のある人の割合の増加	75.6%	90%以上

◆市の取組（施策共通）

ア．食品表示から必要な情報を得て食品を適切に選択できるよう、知識の普及に努めます。【保健予防課・生活衛生課】

イ．健康に配慮した飲食店を増やすとともに、外食・中食等を通してバランスのとれた食事や商品を選択できる食環境の整備を図ります。

【健康増進計画推進事業／保健政策課】

- ウ. 健康づくりのための栄養成分表示の活用について知識の普及に努めるとともに、給食施設等への訪問指導を通して、栄養管理の実施について必要な指導や助言を行います。【栄養改善対策事業／保健予防課】
- エ. 消費者、食品等事業者との食品の安全性に関する情報意見の交換会の開催やリーフレット配布、市政出前トークなどを活用した安心・安全な食生活を送るための情報提供を行います。【食品・環境衛生監視指導事業／生活衛生課】
- オ. 食品等事業者に対して、定期的な監視・指導や講習会等を行い、適正な表示に関する周知や食中毒予防等の食品衛生の周知等、食の安全性を確保します。
【食品・環境衛生監視指導事業／生活衛生課】
- カ. 市民の健康と安全を守るため、食品・飲料水などの検査を実施します。
【臨床試験検査事業・理化学試験検査事業／保健環境試験所】
- キ. 市場流通物の安心・安全の担保や生産者の農薬適正使用の意識啓発を図るため、残留農薬検査等を継続的に実施します。【青果物残留農薬検査／青果市場】

◆市民の取組のポイント

- ☐ 食品等を扱う関係者全員が、食品の安全性に関する知識を身に付け、食中毒予防に努めましょう。
- ☐ 食品関連等事業者は、適正な食品表示に努めましょう。
- ☐ 手洗いや食品の保管など、衛生管理の基礎を身に付けましょう。
- ☐ 食品の品質や安全性に関心を持ちましょう。
- ☐ 食品表示を見る習慣を身に付けましょう。
- ☐ 食品表示を活用して、健康づくりを心がけましょう。
- ☐ 適切に食品を選択する力を身に付けましょう。

基本目標3 持続可能な食を支える食育の推進【社会、環境の視点】

基本方針（Ⅰ）地産地消及び農林漁業体験活動の推進

【重点】

鹿児島には豊富な農林水産物があり、「鹿児島黒牛」「かごしま茶」等の認知度向上及び消費拡大に取り組んでいます。地域で生産された農林水産物を地域で消費する地産地消に取り組むとともに、「食」と「農林水産業」のつながりを深め、農山漁村の活性化や食料自給率※⑩の向上に取り組むため、今後もさまざまな事業を通して地産地消の推進を行っていきます。

また、農林漁業体験を経験した人の割合が減少する等、農林漁業の現場に触れる機会が減少し、食卓と農業等の生産現場の距離が遠くなり、消費者と生産者の関係性が希薄化している傾向にあります。生産現場に対する関心や理解を深めるとともに、食に対する感謝の念や理解を深めるために、農林漁業体験活動も推進していきます。

基本施策① 地産地消に関する取組

地域で生産された農林水産物を地域で消費するとともに、生産者と消費者の結びつきを強化し、農林水産物の安定的な生産・供給体制の構築や環境への負荷の低減、特色ある鹿児島の食文化等の理解を深めるため、地産地消につながる取組を推進します。

目標ⅠⅠ 地場産の農林水産物を意識して購入する人の割合の増加

目標項目	現状値 令和7年度	目標値 令和13年度
地場産の農林水産物を意識して購入する人の割合の増加	82.5%	90%以上

◆市の取組

ア. 各種イベント（例：まつり）などを実施し、市内産農林水産物のPRを行うことにより、認知度の向上や消費拡大を図ります。

【農林水産物PR事業・地域農業まつり／生産流通課】

イ. 地域農産物等を活用した加工品開発やPR活動を通じた地産地消の推進や消費拡大につなげるため、市内の農村女性等への活動を支援します。

【農村女性等活動支援事業／生産流通課】

ウ. 市場で流通する青果物の学校等への提供や出前授業を行い、地産地消に対する意識を高めます。【青果市場活性化推進委員会（青果市場）】

エ. 市場で流通する水産物を使った料理教室等の講座やイベント等を行い、魚食普及に努めます。【“いお・かごしま”魚食普及拡大推進協議会（魚類市場）】

オ. 新聞などで旬の青果物や魚介類の情報発信を行います。

【青果市場・魚類市場】

※⑩食料自給率：国内で消費される食料が、どの程度国産で賄えているかを示す指標のこと。

食料全体の自給率は、供給熱量（カロリー）ベース、生産額ベースの2つの方法で算出する。

カ、マルシェや農林水産まつりを実施し、6次産業化商品のPRや農業・畜産業等とのふれあいの場を提供することにより、市内産農林水産物の消費拡大と理解を深めます。

【花園マルシェ実施事業・農林水産まつり開催事業／都市農業センター】

◆市民の取組のポイント

□買い物の際、産地を見て購入するようにしましょう。

□地域の食材や産地に関心を持ちましょう。

□地域や旬の食材を生かした食事を楽しみましょう。

基本施策② 農林漁業体験活動への支援

生産現場や自然、生産者等、食に対する感謝の念や理解を深めるために、食卓と農業等の生産現場の距離を縮めることにつながる、農山漁村での宿泊体験を含む農林漁業体験機会の提供を推進します。また、「大人の食育」等の取組とも連携を図りながら、子どもをはじめとする幅広い世代に対して、生産者と消費者が直接つながる取組となる農林漁業体験活動を支援します。

目標 12 農林漁業体験を経験した市民の割合の増加

目標項目	現状値 令和7年度	目標値 令和13年度
農林漁業体験を経験した市民の割合の増加 (市民：18歳以上、中学生から18歳未満、未就学児・小学生)	62.9%	70%以上

◆市の取組 重点項目：「農林漁業体験機会の提供」に関する取組

ア、市立保育園で野菜等の栽培や収穫、クッキングなどの体験を実施します。

【市立保育園運営事業／保育幼稚園課】

イ、学校で田植えや野菜作りなどの農作業を体験し、調理して食べるまでの食の体験活動を実施します。【個性あふれる学校づくり推進事業／学校教育課】

ウ、観光農業公園において、農作業や調理などの各種体験プログラムを実施します。【観光農業公園管理運営事業／世界遺産・ジオ・ツーリズム推進課】

エ、農業や農村に対する理解と認知を深めるため市民農園において農作業体験を行います。【市民参加型農業支援事業／農政総務課】

【都市農業センター管理運営／都市農業センター】

オ、農業や食育への関心を高めるため、親子で参加できる農業体験を実施します。

【少年自然の家主催事業／少年自然の家】

カ、海づり公園における海釣りの場といこいの場を提供します。

【海づり公園管理事業／生産流通課】

◆市民の取組のポイント

- ☐ 乳幼児期から、自然に触れる体験や遊びを取り入れましょう。
- ☐ 学童期から、青年期、壮年期を通して農林漁業体験に積極的に参加しましょう。
- ☐ 栽培、収穫、調理を通して、身近な食材に触れる等、食の体験を広げましょう。
- ☐ 農林漁業体験の機会を持ち、食への感謝の気持ちを持ちましょう。
- ☐ 地域の食材や旬の食材を積極的に取り入れるとともに、その知識を伝えましょう。

基本方針（２）学校・保育所等における食育の推進

食育はあらゆる世代に必要ですが、特に、子どもへの食育は健全な心身と豊かな人間性を育んでいく基礎となります。また、家庭環境や社会状況等の変化に伴い、家庭での食育や健全な食生活の実践が困難な場面が増えてきている現状もあることから、重要な子どもの時代の生活の中心となる学校や保育所等において、家庭や地域等と連携した食育の推進が行われるよう支援をしていきます。

基本施策① 学校における食育

小学校・中学校では、学童期・思春期における食育の重要性を踏まえ、給食の時間や各教科等の時間を活用した指導や農林漁業体験の機会の提供の推進を図ります。

また、食に関する理解を深めるための「生きた教材」となる学校給食において、地場産物等の活用により、積極的に食育を推進し、学校給食の一層の充実を図ります。

目標 13 学校給食への地場産物活用率

目標項目	現状値 令和7年度	目標値 令和13年度
学校給食への地場産物活用率 （給食用食材に県内産の食材（肉・野菜等）を使用する割合（重量ベース） （主食とする米・小麦及び牛乳を除く）	63.7%	70%以上

◆市の取組

- ア．学校給食を中心とした食に関する指導の充実を図るとともに、学校の教育活動全体を通して取り組む食育を推進します。【保健体育課・中央学校給食センター】
- イ．技術・家庭科や保健体育科等の授業を通して、児童生徒の健康で豊かな食生活に関する理解の推進と成長期における正しい食生活の啓発を行います。
【学校教育課・保健体育課・中央学校給食センター】
- ウ．学校で田植えや野菜作りなどの農作業を体験し、調理して食べるまでの食の体験活動を実施します。【個性あふれる学校づくり推進事業／学校教育課】
- エ．学校給食に鹿児島の旬の食材を使用した献立を取り入れ、地域の食材について、児童生徒の興味関心を高めます。【保健体育課・中央学校給食センター】
- オ．学校での取組の情報を積極的に発信するとともに、学校・地域・家庭が連携した食育の取組を実施します。【保健体育課・中央学校給食センター】

◆市民の取組のポイント

- ☐ 学校給食を通して地場産物の活用について関心を持ちましょう。
- ☐ 学校での体験活動を通して食育について関心を持ちましょう。
- ☐ 学校が発行する「食育だより」等によく目を通しましょう。

基本施策② 保育所等における食育

幼稚園、認定こども園、保育園等において、就学前の子どもが望ましい食習慣を定着させるとともに、食に関する体験を積み重ねていくことができるよう、家庭や地域等と連携した食育の推進を図ります。

◆市の取組

ア．市立保育園では、食育だよりを発行してあらゆる分野の食育普及に努めます。

【市立保育所運営事業／保育幼稚園課】

イ．市立保育園では、保育計画に食育を位置づけ、食育の指導計画を作成し保育の一環として食育を推進します。

【市立保育所運営事業／保育幼稚園課】

ウ．児童福祉施設等給食担当者研修会を開催し、給食担当者の知識及び向上を図ります。【市立保育所運営事業／保育幼稚園課】

◆市民の取組のポイント

□保育所等での給食や遊びを通して、食の楽しさを身に付けましょう。

□保育所等で、友達と食事をする楽しさを覚えましょう。

□保育所等が発行する「食育だより」等によく目を通しましょう。

基本方針（３）環境に配慮した食育の推進

食料の生産から消費等に至るまでの食の循環において、温室効果ガスの排出、化学農薬・化学肥料の過剰使用や食品ロス等により環境へ負担がかかっています。こうした影響をできるだけ減らすため、環境に配慮した生産や消費の取組を進めていく必要があります。環境に配慮した食品の選択等、実際の行動変容を促すことができるよう情報の発信に努めます。

基本施策① 食品ロス削減に関する取組

食品ロスに対する認知度は高まっているものの、具体的な行動につながる理解には個人差があるため、市民が行動に移せるような取組を食品ロス削減の推進に関する法律（令和元年法律第１９号）や鹿児島市食品ロス削減推進計画に基づき、関係機関・団体等と連携して推進します。

目標１４ 食品ロス削減に取り組む市民（消費者）の割合の増加

目標項目	現状値 令和７年度	目標値 令和１３年度
食品ロス削減に取り組む市民（消費者）の割合の増加	88.8% (R5 市民アンケート)	95%以上

◆市の取組

- ア．食品ロス削減について、食品ロス削減モニターの実施結果やアイデア等の情報発信を行うとともに、食品の売れ残りを防ぎたい小売店と消費者のニーズをマッチングするフードシェアリング※⑩サービス（かごしまタベスケ）を運用し、食品ロスの削減につなげます。【食品ロス削減推進事業／資源政策課】
- イ．食品ロスの削減の推進を図るため、食べ残りゼロ（3010 運動※⑫）や「食べきり協力店」の情報発信を行います。
【リデュース・リユース・リサイクル（3R）推進事業／資源政策課】
- ウ．市施設や商業施設等において、食品ロスに関するパネル展示を行います。
【消費者啓発事業／消費生活センター】
- エ．かごしま SDGs 推進パートナーの登録企業・団体に対し、賞味期限の迫る商品や切替えとなった商品等を安価に販売する会員限定の EC サイトの利用を促進します。【SDGs 推進事業／政策企画課】
- オ．廃棄食品の削減と有効利用できる社会の実現を目指して取組を行っているフードバンク活動※⑬を紹介します。【農政総務課】

※⑩フードシェアリングサービス：小売店や飲食店などで廃棄されてしまう食品と購入希望者を、アプリ等でマッチングさせることにより食品ロスの発生を減らす仕組み・サービスのこと。

※⑫3010 運動：宴会時などの食べ残しを減らすキャンペーンで、「乾杯後 30 分間は席を立たずに料理を楽しみましょう、お開き 10 分前になったら自分の席に戻って再度料理を楽しみましょう」と呼びかける。

※⑬フードバンク活動：包装の印字ミスや賞味期限が近いなど、食品の品質には問題ないが、通常の販売が困難な食品・食材を NPO 等が食品メーカーから引き取って、福祉施設等へ無償提供するボランティア活動。

◆市民の取組のポイント

- ☐ 乳幼児期から、「もったいない」の意識を身に付けましょう。
- ☐ 学童期から、自分の食べきれる量を覚え、選択するようにしましょう。
- ☐ 会食や宴会での食べ残しをしないようにしましょう。
- ☐ 定期的に冷蔵庫の中身を確認しましょう。

基本施策② 環境と調和のとれた消費の推進

食材の選び方や食生活の工夫は、環境への負荷に大きく関わっています。

地元で生産された食材や旬の食材の活用、環境ラベルの理解促進などを通じて、環境に配慮した消費行動への意識を高めるとともに、体験型の学びの機会を活用し、持続可能な食行動の定着を図ります。

目標 15 環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ人の割合の増加

目標項目	現状値 令和 7 年度	目標値 令和 13 年度
環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ人の割合の増加	63.2%	65%以上

〈環境に配慮した農林水産物・食品の例〉

- ・ 化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本とした有機農産物・食品
- ・ 輸入に伴う輸送に係る二酸化炭素排出量が抑制される国産飼料を活用した畜産物
- ・ 過剰包装でなく、ごみが少ない商品

◆市の取組

ア. 環境問題について楽しく学び、環境に配慮した生活や行動ができるよう、自然や食などに関する参加体験型の講座を実施します。

【かごしま環境未来館「未来館講座」・「地域まるごと共育講座」／環境政策課】

イ. 学校の社会科で、3Rの取組として「食べきり」を周知・啓発するため、学習資料の配布を行います。

【リデュース・リユース・リサイクル（3R）推進事業／資源政策課】

ウ. 生物多様性の保全につながる環境ラベル等の周知を行い、環境に配慮した消費行動の促進を図ります。【生物多様性推進事業／環境保全課】

エ. 有機農業※④等に取り組む生産者への支援や有機農産物の販売促進活動を行います。

【有機農業支援事業／生産流通課】

◆市民の取組のポイント

- ☐ 地元産や旬の食材、環境ラベルのついた商品を選ぶなど、日々の買い物の中で環境に配慮した選択を意識してみましょう。

※④有機農業：化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに、遺伝子組替技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷を出来る限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業。

- 講座やイベントに参加し、食や自然に関する理解を深めることで、環境に配慮した行動を楽しく身に付けましょう。
- 必要な分だけ購入する、食材を大切に使う、食べきることを心がけるなど、できることから日常生活の中で実践しましょう。

第5章 計画の数値目標

	目標項目		現状値 令和 7 年度	目標値 令和 13 年度
1	食育に関心を持っている人の割合の増加	18 歳以上	83.2%	90%以上
		中学生から 18 歳未満	73.0%	80%以上
2	非常時の食料（世帯人数分）を 3 日分以上備蓄している人の割合の増加		35.6%	40%以上
3	食事中的コミュニケーションの充実を意識している人の割合の増加		77.8%	85%以上
4	地域等で共食したいと思う人が共食する割合の増加		67.5%	75%以上
5	郷土料理や家庭料理、作法などを受け継いでいる人の割合の増加		57.9%	65%以上
6	主食・主菜・副菜をそろえた食事を 1 日 2 回以上ほぼ毎日食べている人の割合の増加		52.2%	60%以上
7	生活習慣病の予防や改善のために、普段から食生活に気をつけている人の割合の増加		68.3%	75%以上
8	朝食をほとんど毎日食べる若い世代の割合の増加（20～30 歳代）		62.0%	70%以上
9	食事をよく噛んで味わって食べる人の割合の増加		53.2%	55%以上
10	食品の選択・調理方法について知識のある人の割合の増加		75.6%	90%以上
11	地場産の農林水産物を意識して購入する人の割合の増加		82.5%	90%以上
12	農林漁業体験を経験した市民の割合の増加（市民：18 歳以上、中学生から 18 歳未満、未就学児・小学生）		62.9%	70%以上
13	学校給食への地場産物活用率（給食食材に県内産の食材（肉・野菜等）を使用する割合（重要ベース））（主食とする米・小麦粉及び牛乳を除く）		63.7%	70%以上
14	食品ロス削減に取り組む市民（消費者）の割合の増加		88.8%(※)	95%以上
15	環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ人の割合の増加		63.2%	65%以上

※令和5年度食品ロス市民アンケート調査（資源政策課）

第6章 計画の推進体制

食育を推進するために、関係機関・団体と連携して取り組んでいきます。

【鹿児島市食育推進委員会】

市民や学識経験者、消費者団体、教育福祉関係団体、保健医療関係団体、農林水産業関係団体、食品関係団体の代表者で構成する組織で、本計画の推進や計画に基づく施策に関する協議を行います。

【鹿児島市食育推進連絡会議】

市役所内の関係部署で構成する組織で、本市の食育に係る事業施策が円滑に推進されるよう進行管理や情報交換などを行います。

【鹿児島市食育推進ネットワーク】

食に関わる各種関係機関・団体等が、お互いの情報交換・交流を進めるとともに、活動の協力などを行い、本市の食育の推進を図ります。